



神奈川県

環境農政局緑政部森林再生課

# 神奈川県森林土木事業設計要領(治山・林道編) 第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編)

令和5年7月

# 目 次

総則	1
第1章 設計積算要領	2
第1節 設計書の構成	
第2節 積算書の内容	
1. 設計単価・労務単価	
2. 歩掛	
3. 歩掛および設計単価等の採用順位	
第3節 事業費の積算基準	3
1. 直接工事費	
(1) 仮設費	
(2) その他費用	
2. 間接工事費	4
(1) コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分処理経費の取扱いについて	
(2) 共通仮設費	
(3) 現場管理費	
3. 一般管理費等	15
(1) 前払金の取扱い	
(2) 工事施工に伴う発生売却品の評価額（スクラップ評価額）	
第4節 請負工事費以外の工事費（付帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等）の積算基準	15
1. 用地費および補償費	15
(1) 林道事業における用地費及び補償費	
第5節 災害復旧事業等の査定に係る積算について	16
第6節 工期の設定	16
1. 標準工期	16
(1) 治山事業	
(2) 林道事業	
2. 積上工期	16
第7節 積算書の構成および様式	20
1. 治山関係事業の積算書の構成および形式	20
(1) 「設計積算要領」第10-1以外の様式	
(2) 設2号 設計説明書（記載注意②イ）の記載	
2. 林道関係事業の設計書の作成	26
(1) 第1号様式の記入上の注意	
(2) 第8号様式以降の様式について	
第8節 数量計算及び設計図面の作成	35
第9節 設計積算上の注意	35
1. 設計書の体系	35
(1) 直接工事費の積算	
(2) 積算体系	
2. 設計書の単位及びその端数調整	36
(1) 基礎単価・単価表・数量・副明細表・明細表の端数調整	
(2) 一般管理費による調整	
3. 市場単価の積算	37
4. 土木工事標準単価の適用	37
5. 建設機械経費の積算	37
(1) 標準作業の場合の1時間当たりの機械損料	

(2) 岩石作業等の機械損料の補正	.....	
(3) ダンプトラックのタイヤの損耗費	.....	
(4) 標準日当たり運転時間	.....	
(5) 移動式クレーンの賃料積算	.....	
<b>6. その他注意事項</b>	.....	<b>3 8</b>
(1) 通勤補正の適用	.....	
(2) 設計積算における資材名称	.....	
(3) 土量変化率	.....	
(4) 積算における土量の取扱	.....	
(5) 土工の歩掛における施工数量について	.....	
(6) 安定計算書類	.....	
<b>7. 設計変更</b>	.....	<b>4 1</b>
(1) 一般事項	.....	
(2) 変更設計書	.....	
(3) 数量の増減に伴う変更	.....	
(4) 設計変更の計算	.....	
(5) 旧基準で積算した工事を基準改正後に設計変更した場合の諸経費率の取扱い	.....	
(6) 設計変更における一般管理費等の算出	.....	
(7) 変更設計図書の作成	.....	
(8) 原設計変更設計対照表の作成	.....	
(9) 変更協議	.....	
<b>8. 出来高設計</b>	.....	<b>4 3</b>
(1) 設計書の作成	.....	
(2) 出来高金額の算出	.....	
(3) 今回支払予定額の算出	.....	
<b>9. 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算</b>	.....	<b>4 6</b>
<b>10. 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、 現場管理費及び一般管理費等の調整について</b>	.....	<b>4 6</b>
<b>11. 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について</b>	.....	<b>4 6</b>
<b>12. 歩掛の補正</b>	.....	<b>4 6</b>
(1) 通勤補正	.....	
(2) 積算体系	.....	
<b>13. 請負工事の特許使用料の積算</b>	.....	<b>4 6</b>

第2章	神奈川県森林土木事業における森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式 の試行の実施について	47
附	1 標準歩掛等に定めのない歩掛の取扱いについて	49
附	2 通勤補正について	50
附	3 支障木等の処理に関する取扱いについて	52
附	4 森林土木事業 工事チェックリスト	55
附	5 治山事業における山林砂防工の適用について	56
附	6 特殊地域(山岳地帯)の割増額について	60
附	7 国定公園の特別地域内等における林道工事の取扱いについて	61
附	8 自然環境にやさしい工法の適用基準について	64
附	9 自然環境にやさしい工法の適用基準に基づいた計画・設計及び発注後の対応について	65
附	10 猛禽類に配慮した森林整備について	68
附	11 森林表土利用工に係る自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の 許可手続き等について	70
附	12 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について	80
附	13 積算価格と実勢価格との間に乖離が生じた場合における設計単価等の 取扱いについて	90
附	14 コンクリートによる構造物の標準強度等について	91

# 総 則

## 1 適用範囲

神奈川県森林土木事業執行要領第4条に規定する設計書の作成のうち、治山林道事業に係る請負工事及び委託の設計積算は、この神奈川県森林土木事業設計要領に定めるところによる。

## 2 神奈川県森林土木事業設計要領の構成

第1編	森林土木事業設計書作成要領	(治山・林道編)
第2編	設 計 編	(治山編) (林道編)
第3編	積 算 編	(治山編) (林道編)
第4編	測量・設計・調査委託編	(治山・林道編)

## 3 神奈川県森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編)と森林整備保全事業設計積算要領の関係について

神奈川県森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編)は、森林整備保全事業設計積算要領を補完し、本県の自然条件及び社会条件に適した森林土木事業を円滑に推進するために定めた設計要領である。

# 第1章 設計積算要領

## 第1節 設計書の構成

設計書の構成は治山林道必携設計積算編掲載の森林整備保全事業設計積算要領（以下「設計積算要領」という。）第3設計書の構成による。

## 第2節 積算書の内容

事業費の構成内容は「設計積算要領」第5積算書の内容によるほか次による。

### 1 設計単価・労務単価

設計単価は、原則として別冊「環境農政局土木工事資材等単価表～神奈川県環境農政局」及び「森林整備設計単価表～神奈川県環境農政局緑政部森林再生課」（以下「設計単価表」という。）によるものとし、「設計単価表」にない場合は別冊「設計単価表等に定めのない単価の取扱い要領」によるものとする。

ただし、災害査定設計に使用する単価については「災害復旧事業の査定設計に使用する労務単価及び資材単価表」によるものとする。

### 2 歩 掛

歩掛は、治山林道必携設計積算編記載の森林整備保全事業標準歩掛(以下「標準歩掛」という。)及び神奈川県森林土木事業設計要領(治山編)・(林道編)第3編積算編(以下「設計要領(治山編)(林道編)第3編」という。)によるものとし、気象その他の現場条件により20%の範囲で増減することができる。また、「標準歩掛」等に定めのないものの取扱いについては本書附-1「標準歩掛等に定めのない歩掛の取扱いについて」のとおりとする。

### 3 歩掛および設計単価等の採用順位

#### (1) 歩掛の採用順位

歩掛の採用順位は次のとおりとする。

#### ① 森林整備保全事業標準歩掛等(治山林道必携)・神奈川県森林土木事業設計要領(県要領)

##### I. 施工パッケージ・市場単価・土木工事標準単価

##### II. 標準歩掛(積上げ)

#### ② 土木工事標準積算基準書(土木工事編)・設計業務等標準積算基準書

#### ③ 見積り歩掛

#### (2) 設計単価等の採用順位

設計単価等の採用順位は次のとおりとする。

#### ① 森林整備設計単価表(森林再生課所管)、土木工事資材等単価表(技術管理課所管)

#### ② 物価資料(「月刊建設物価」「WEB 建設物価」「季刊土木コスト情報」及び「月刊積算資料」「積算資料(別冊もしくは電子版)」「季刊土木施工単価」等)

※地区によって掲載されている取扱い数量が異なる場合、使用する取扱い数量の掲載されている地区単価を優先とする。

#### ③ 特別調査(臨時調査)＝高額資材調査(ただし、調査対象となるものに限る。)

#### ④ 見積り

### 第3節 事業費の積算基準

#### 1 直接工事費

##### (1) 仮設費

仮設費として積算する内容は「設計積算要領」第6-1-(1)-エ仮設費による。

請負者の自主施工を確保する目的から原則として任意仮設とするが、安全対策上重要な仮設等においては図面・特記仕様書等で手段・方法等の条件を明示した指定仮設とする。

##### ア 安全ネット

落石のおそれのある掘削法面直下等で作業する場合に計上する。

歩掛は「設計要領(治山編)第3編」によるものとする。

##### イ 資材搬入路等

(ア) 資材運搬路のうち、自動車道の開設、又は、改修は、工事の施工上経済的に有利な場合に限るものとし、この場合、他の運搬方法との比較計算書を設計書に添付する。

(イ) 都道府県道又は市町村道の改修または補修を必要とするときは、道路管理者と協議し、この協議書を設計書に添付する。

(ウ) 農道、(治山事業において)林道等の開設、改修、補修等の経費について受益者等の負担がある場合には、その負担額を決定した資料を設計書に添付する。

ウ 仮設工事により設置した施設に残価がある場合((関連 「治山事業の解説」 一問一答 p153)

仮設工事の資材等で撤去後残存価値のあるものの損料は、「森林整備保全事業標準歩掛」第1編共通工第8仮設工に基づき算出する。ただし、継続的に使用する事業計画のある場合、撤去に要する費用が残存価値より大きい場合にあっては、これによらないことができる。

##### (2) その他費用

交通誘導警備員の計上に当たっては、県土整備局の平成19年8月27日付け技管第87号通知(平成28年1月14日別紙改定)を準用することとし、指定路線で作業を行う場合は、交通誘導警備員Aを常時1名以上配置し、その他の路線は交通誘導警備員Bを配置する。なお指定路線は、神奈川県警察が公表する「交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置路線」(<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd0094.htm>)によるものとする。

なお、交通誘導警備員を計上した場合は積算諸条件調書に数量を明示することとし、記載方法は県土整備局の平成31年3月25日付け事務連絡を準用することとする。

##### (3) 支障木等の処理に関する取扱いについて

伐木処理費は、直接工事費に該当するものとしてその費用を積算することとし、積算する費用は支障木の処理作業等に直接必要な費用のみとし、間接的な経費が含まれることがないよう留意すること。

原則、支障木等の伐木処理費は森林整備設計単価 2-3 及び 2-4 の伐木除却費等を用いて積算を行うこととするが、現地の状況が一様でないこと等により、当該支障木等の処理作業にかかる実勢価格と積算価格とに乖離(概ね積算価格と実勢価格に 30%以上の価格差がある場合)が認められ、かつ受注者から協議があった場合においては、支障木等の伐木処理費用について見積り単価を用いて積算することができるものとする。(関連 附-3「支障木等の処理に関する取扱いについて」)

## 2 間接工事費

(1) コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分場処理経費(以下「処分費等」という)の取扱い  
「処分費等」の取扱いは神奈川県県土整備局土木工事標準積算基準書(土木工事編)(以下「土木工事標準積算基準書」という。)I-2-②-3現場管理費「処分費等」の取扱いを準用する。

### (2) 共通仮設費

#### ア 共通仮設費の対象額

共通仮設費の対象額(P)は次のとおりとする。(参考「設計積算要領」第6-1-(2)-ア-イ-a)

対象額(P)=直接工事費+(支給品費+無償貸付機械等評価額)+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費

イ 共通仮設費率の補正及び計算(「設計積算要領」第6-1-(2)ア共通仮設費(イ)算定方法a 共通仮設費の率計算による部分(d)共通仮設費率の補正)

#### (ア) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正

神奈川県における「山間僻地及び離島」の施工地域による補正は、山村振興法第7条規定のみ適用し、振興山村は別表による。ただし、工事の施工場所から市町村役場の所在地、(支所等を含む。)又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。

※工事現場が2市町村にまたがる場合は、工事延長の長い市町村を基準とする。ただし、複数工種の場合は、設計金額の多い市町村を基準とする。

#### (イ) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分)=対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×「施工地域を考慮」した補正係数

なお、補正係数を乗じる場合は、Krの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。



別表 振興山村一覧

市町村名	旧町村名	大 字	指定年月日
山 北 町	三 保	中 川	S42. 12. 15
山 北 町	三 保	世 附	〃
山 北 町	三 保	玄 倉	〃
山 北 町	三 保	神 尾 田	〃
山 北 町	共 和	皆 瀬 川	〃
山 北 町	共 和	都夫良野	〃
山 北 町	清 水	神 縄	〃
山 北 町	清 水	山 市 場	〃
山 北 町	清 水	川 西	〃
山 北 町	清 水	湯 触	〃
山 北 町	清 水	谷 ケ	〃
相 模 原 市	藤 野	牧 野	S47. 2. 3
相 模 原 市	津久井	青 根	S44. 12. 27
相 模 原 市	津久井	鳥 屋	〃
清 川 村			S43. 12. 28

※参考 該当市町村の支所(R3. 3)

山北町：三保支所(中川 921-82)、清水支所(川西 688)

相模原市：串川出張所(緑区青山 1012)、鳥屋出張所(緑区鳥屋 1064)

青野原出張所(緑区青野原 1250-1)、青根出張所(緑区青根 1372-1)

相模湖まちづくりセンター(緑区与瀬 896)、

藤野まちづくりセンター(緑区小淵 2000)

## ウ 運搬費

運搬費の積算は、「設計積算要領」第6-1-(2)-ア-(ウ)運搬費によるほかは次による。

(ア) 運搬距離(参考：神奈川県県土整備局積算参考資料(土木工事編)(以下「積算参考資料」という。)第2章2-6-1運搬費)

運搬距離は、1車1回運搬ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算する。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程による。

建設機械器具等運搬の運搬基点及び運搬距離は次によるものとする。ただし、随意契約工事等の場合は、これによらず実状に即して運搬基点及び運搬距離を決定するものとする。

運搬種別		運搬基点
機械器具		最寄りの土木事務所または治水事務所、治水センター等を運搬基点とみなす。ただし、横浜市内及び川崎市内は10 kmまでとする。 ※なお、これによりがたい場合は、別途考慮すること。
仮設材		同上
工場製品	鋼 桁	県庁を運搬基点とみなす。
工場製品	PC 桁等	— ※PC 桁等の購入費を見積もる時に、運搬費も同時に見積もり、輸送費を決定する。

(イ) 輸送費の算定について

建設機械の分解・組立及び輸送に関するすべての経費は、共通仮設費の運搬費に計上する。

(ウ) 割増率について

陸上輸送においては別途割増を考慮しない。

(エ) 型枠材等の運搬(「設計積算要領」第6(1-(2)-ア-(ウ) b(a))

型枠材等(「設計積算要領」第6(1-(2)-ア-(ウ) b(a) - i -(ii)に記載されているもの)の運搬費については、共通仮設費率に含まれるものとする。

(オ) 鋼桁運搬の車両選定

- a 桁材等の運搬はトラック、セミトレーラー、ポールトレーラーを使用するものとする。
- b 車種については、荷姿を想定し、下記の条件を満足する最低規格の車種を別表「標準車種の車両寸法及び車両選定」より選定する。

(a) 高さ・地上高 3.8m 以内

(b) 幅 … 2.5m 以内

(c) 長さ・トラックにあつては、荷台長にその 1 割を加えた部材長以内、セミトレーラーにあつては、荷台長以内とする。

(d) 重量・積載物重量 15 t 未満

なお、荷台幅による 1 車当りの積み込み本数は次のものとする。

$$\frac{\text{使用車種の荷台幅}}{\text{部材の最大幅} + 10 \text{ cm}} \quad \text{以内とする。}$$

c 分割不可能な部材でイの条件に満足しない長大部材の運搬車両の選定については、担当課と協議するものとする。

d 2 次部材等については、荷姿を想定し、12 t トラックを標準とし積算する。なお、残量については、それに見合う最低規格の車種を別表「標準車種の車両寸法及び車両選定」から選定する。

(カ) 門扉運搬の車両選定

鋼桁運搬の車両選定に準じて積算するものとする。

なお、使用車両は、トラック、セミトレーラーとする。

(キ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板及び橋梁ベント等）運搬の車両選定及び標準積載量

a トラック、ポールトレーラーを使用するものとする。

b トラックで運搬できる部材長の限度は、荷台長にその 1 割を加えた長さとし、使用車種は 11 t 車または、12 t 車を標準とする。

なお、残量については、長さの条件を満足する最低規格の車種を別表「標準車種の車両寸法及び車両選定」から選定する。

c トラックによる運搬が出来ない長大部材については 15 t ポールトレーラーの使用を標準とする。

(ク) 共通仮設費率に含まれない現場内運搬費用について

質量 20t 未満の建設機械であっても、ケーブルクレーンやモノレール、ヘリコプター等を用いて自走以外の方法により建設機械を現場内で移動させる場合は、別途積上げにより積算する。

別表 標準車種の車両寸法及び車両選定

標準車種の車両寸法

区 分	車 種	荷 台 長	荷 台 幅	床 面 (地上より)	車両重量	摘 要
ト ラ ッ ク	6t	5,420	2,250	1,455	4.9t	
"	8t	7,500	2,350	1,410	6.3t	
"	10t	9,600	2,340	1,420	9.1t	
"	11t	9,600	2,300	1,460	8.5t	
"	12t	7,600	2,330	1,395	7.4t	
ポールトレーラー	15t	—	2,490	1,600	11.2t	
"	20t	—	3,200	1,600	12.8t	
"	25t	—	3,050	1,415	13.2t	
セミトレーラー	14t	10,700	2,350	1,400	14.5t	平床式
"	"	4,500	2,490	940	14.3t	低床式
"	15t	10,020	2,460	1,445	13.4t	平床式
"	"	4,000	2,450	1,140	13.5t	低床式
"	20 t	11,500	2,490	1,580	15.5t	平床式
"	"	5,800	2,990	600	17.8t	低床式
"	25t	10,630	2,990	1,600	16.2t	平床式
"	"	5,000	3,200	715	17.3t	低床式
"	"	6,000	2,990	700	18.4t	"
"	27t	10,930	2,490	1,600	16.4t	平床式
"	"	5,800	3,200	600	21.1t	低床式
"	30t	6,000	3,200	700	21.0t	"

(注) 本表は、代表的な数値を示したもので、特殊な部材を輸送する場合は、各メーカーの諸元により別途考慮するものとする。

参考 PC 桁（プレテンション JIS 桁）の運搬車種

種 別	桁 長 (m)	桁 高 (m/m)	桁 幅 (m/m)	桁重量 (t)	使用車種	1 車当り 積載本数	特大品 割 増
S105-275	5.3	275	320	0.63	トラック 12t	19 本	—
106-325	6.3	325	〃	0.86	〃	14 本	—
107-350	7.3	350	〃	1.04	〃	11 本	8 割
108-375	8.4	375	〃	1.37	〃	8 本	〃
109-425	9.4	425	〃	1.63	ポールトレーラ 15t	9 本	〃
110-450	10.4	450	〃	1.96	〃	7 本	〃
111-500	11.4	500	〃	2.34	〃	6 本	〃
112-550	12.5	550	〃	2.96	〃	5 本	〃
113-600	13.5	600	〃	3.47	〃	4 本	〃
BS110- 60	10.6	600	750	6.30	〃	2 本	〃
111- 70	11.6	700	〃	7.40	〃	2 本	〃
112- 70	12.6	700	〃	8.00	〃	1 本	〃
113- 80	13.6	800	〃	9.10	〃	1 本	〃
114- 80	14.6	800	〃	9.80	〃	1 本	〃
115- 90	15.6	900	〃	11.10	〃	1 本	10 割
116- 90	16.6	900	〃	11.80	〃	1 本	〃
117-100	17.6	1,000	〃	13.10	ポールトレーラ 15t	1 本	〃
118-100	18.6	1,000	〃	13.90	〃	1 本	〃
BD119-100	19.6	1,000	〃	14.60	〃	1 本	〃
120-100	20.6	1,000	〃	15.40	ポールトレーラ 20t	1 本	12 割
121-100	21.6	1,000	〃	16.10	〃	1 本	〃

参考 貨物自動車標準積載量

品目	規格・荷姿	単位	積載量			
			2t車	4t車	6t車	8t車
木材	素材	m <sup>3</sup>	2.5	5.0	7.5	10.0
〃	製材	m <sup>3</sup>	3.0	6.0	9.0	12.0
足場丸太		本	-	240	360	480
セメント	40kg入	袋	50	100	150	200
鉄筋コンクリート管	300mm	本	-	35	52	69
ヒューム管	300mm	本	-	19	28	37
エタニットパイプ	150mm	本	-	45	67	89
U字溝	240mm	個	40	80	120	160
砂利又は碎石		m <sup>3</sup>	1.3	2.6	3.9	5.2
砂		m <sup>3</sup>	1.3	2.6	3.9	5.2
栗石又は玉石		m <sup>3</sup>	1.3	2.6	3.9	5.2
鋼材		t	2	4	6	8
雑間知石又は雑割石	控長 30cm	個	70	140	210	280
〃	〃 35cm	〃	55	110	164	220
〃	〃 40cm	〃	45	90	134	180
〃	〃 45cm	〃	40	80	120	160
〃	〃 50cm	〃	31	62	92	124
野面石	〃 30cm	〃	100	200	300	400
〃	〃 35cm	〃	75	150	224	300
〃	〃 40cm	〃	65	130	194	260
〃	〃 45cm	〃	53	106	160	212
〃	〃 50cm	〃	45	90	134	180
苗	スギ長 35~45cm	本	8,320	24,960	37,900	44,600
〃	ヒノキ	本	13,400	40,200	46,900	53,600
〃	アカマツ中	本	18,000	54,000	63,300	72,600
〃	カラマツ及肥料木中	本	17,300	52,000	60,650	69,300

(注) ① 品目の標準積載量は現地の実情、過去の実情等を考慮のうえ補正できる。

② 「砂利又は碎石」「砂」「栗石又は玉石」はダンプトラックによる運搬を原則とし、4tダンプトラック運搬によるが、ルーズな状態の数量を対象とする場合は、この積載量を用いることができる。

## エ 準備費

準備費の積算は、「設計積算要領」第6-1-(2)-ア-エ準備費による。

なお、胸高直径6cm以下の立木等の伐採にかかる伐木除却費については、共通仮設費率に含まれるものとする。

土砂検定の対象となる工事（①河川等から土砂搬出する工事、②河川等以外で、1,000m<sup>3</sup>以上の土砂を搬出する工事、③土壌汚染の恐れがある土地の土砂を掘削し、搬出する工事等）においては、土砂検定に関する費用を準備費に積上げて計上するものとする。

※土砂検定の対象となる工事については、「県土整備局工事に係る土砂検定基準」並びに「県土整備局工事に係る土砂検定基準」の運用マニュアル」を参照の事。

## オ 役務費

役務費の積算は、「設計積算要領」第6-1-(2)-ア-オ役務費によるほかは次による。

### (ア) 土地の借上げ

a 事業実施に当って必要な資材置場、資材運搬施設その他仮設工事等の敷地については、無償使用可能な土地が得られない場合は借地料を計上する。

b 借地予定箇所は、借地後整地費を必要としない箇所を原則とする。

なお、田畑等借地がやむを得ない箇所にあつては、造成費及び復旧費を積算計上する。

### c 借地料の算定方法

(a) 借地料の算定基礎となる地価は、原則として「神奈川県地価調査」（神奈川県地価マップ）を使用し、掲載されている地価公示及び地価調査の地価とする。

(b) 地価公示及び地価調査のうちで、当該工事現場に一番近い地価を選定し、借地料単価を算出する。なお、県土整備局等で買収した土地が、前期選定箇所より当該工事箇所により近い場合には、その買収価格の採用に当り、本課と協議するものとする。

(c) 借地料単価の算定は「土木工事標準積算基準書」I-2-②-2-6役務費の算定式を準用する。

(d) 借地月数は、設計工程から求めるものとし、1ヶ月単位（四捨五入）とする（1ヶ月は30日）。ただし、1ヶ月に満たない場合には1ヶ月とみなす。

### (イ) 立木補償（関連 本書附-3「支障木等の処理に関する取扱いについて」）

事業の施工に伴う立木損失補償については別冊「神奈川県治山・林道損失補償基準」に基づき、別途立木の権利者と補償契約を締結するものとする。

### (ウ) 電力基本料金

電力基本料金の取扱いは「土木工事標準積算基準書」I-2-②-2-6役務費 電力基本料金を準用する。

### (エ) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金の取扱いは「土木工事標準積算基準書」I-2-②-2-6役務費 電力設備用工事負担金を準用する。なお、工事費の積算にあたっては「土木工事標準積算基準書」II-5-⑱-1仮設電力設備工を参考とする。

カ 事業損失防止施設費

積算する内容は「設計積算要領」第6-1-(2)-ア-(カ)事業損失防止施設費による。

キ 技術管理費

積算する内容は「設計積算要領」第6-1-(2)-ア-(キ)技術管理費による。

ク 営繕費

積算する内容は「設計積算要領」第6-1-(2)-ア-(ク)営繕費による。

ケ 安全費

安全費の積算は、「設計積算要領」第6-1-(2)-ア-(ケ)安全費によるほかは次による。

(ア) 土石流に関する安全対策

請負業者の作業の安全性を確保するために必要な安全対策費用は次の項目のうち必要に応じて計上するものとする。

- a 雨量計等降雨量の把握に要する機器、サイレン・スピーカー・回転灯等の警報に要する機器、土石流検知センサー、監視カメラ等に要する費用
- b 監視員、アドバイザー等に要する費用
- c 広域な気象状況把握のための情報収集機器等に要する費用
- d その他現場条件により必要とする安全対策費用で積上が必要な費用
  - (a) 監視員配置の積算基準

a' 本歩掛は安全対策のために土石流の監視を行う場合に適用する。

(1箇所/1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量
普通作業員		人	1.0

※本歩掛には以下の内容を含むものとする。

- ①毎日の作業前の流域状況の点検
- ②工事中断後の再開時の流域状況点検
- ③流域状況の記録整理

b' 監視員の配置基準

監視員の配置は、土石流到達危険区域の作業を実施する場合に配置するものとし、気象状況等を総合的に勘案して定めるものとする。

なお、横浜地方気象台大雨注意報発表基準に現場の降雨量が達した場合に作業を中止する事ができる場合には、監視員の配置は行わないことを標準とする。

c' 雨量計設置の積算基準

現場に雨量計を設置する場合には、次の式により積算するものとする。

雨量計賃料×標準工期日数（設計工期日数）

d' その他

雨量計以外に設置する機器等について積算する場合には、原則として賃料とする。上記土石流の安全対策については、施工計画書へ明示させるものとする。



(イ) 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止に必要な安全対策

当初設計において、令和4年5月18日付け基安化発0518第1号厚生労働省労働基準安全衛生部化学物質対策課長通知「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」に記載されている物質を含む剥離剤を使用した場合、安全対策にかかる経費について、安全費に積上げで計上するものとする。なお、変更での計上は原則行わないものとするが、やむを得ないと認められる場合は計上できるものとする。(関連 附-12 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について)

(参考) 道路工事保安施設

記号	品名	規格	備考	
1	工事予告板	800×1200	} アルミ板反射シート	
2	警戒標識板	(201~215) 450×450 (1倍)		柱、土台も含む
〃	〃	〃 585×585 (1.3倍)		
〃	〃	〃 720×720 (1.6倍)		
〃	〃	(212 - 2) 1.3倍 内照式		〃
〃	〃	(213) 1.3倍 内照式		〃
3	規制標識板	(301~310) (1倍)	} 鋼板反射シート	
〃	〃	〃 (1.5倍)		〃
〃	〃	(311 - E) 1.3倍 内照式		
4	〃	(329~330) (1倍)	} 鋼板反射シート	
〃	〃	〃 (1.5倍)		〃
〃	〃	(329) 1.3倍 内照式		
5	工事標示板		(文字)道路工事中	
6	案内板		(文字)御通行中の皆様へ	
7				
8	保安灯	高 1.0 m 乾電池式	コンクリート台	
〃	〃	高 1.0 m 電源式	ジスロン	
9	歩道柵	高 1.0 m クリップ式		
10	工事中板	点滅灯付		
〃	〃	作業車添架式 1300×1500		
〃	〃	内部照明式 (大型) 2790×2790		
〃	〃	内部照明式 (普通型) 1790×1790		
〃	セフティコーン	70 cm並		
〃	乾電池	単1 1.5v		
〃	バリケード	A型 長1.2 m×高0.8 m		
〃	黄色回転灯	PRB 100型 100v (黄、赤)	三脚付	
〃	簡易信号機	レンズφ220 カム、高2.5 m (1組)		

### (3) 現場管理費

現場管理費の積算は「設計積算要領」第6-1-(2)-イ現場管理費によるほかは、次のとおりとする。

ア 現場管理費の積算において支給品、貸付機器がある場合の積算について

現場管理費の積算において支給品、貸付機器がある場合の取扱いは、「土木工事標準積算基準書」1-2-②-3現場管理費 を準用する。

イ コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分場処理経費(以下「処分費等」という)の取扱い

「処分費等」の取扱いは「土木工事標準積算基準書」1-2-②-3現場管理費 「処分費等」の取扱い を準用する。

### 3 一般管理費等

一般管理費等の積算は「設計積算要領」第6-1-(3)一般管理費等及び消費税等相当額によるほかは、次のとおりとする。

#### (1) 前払金の取扱い

建設業法に規定された工事及び森林整備業務は、実施設計額が神奈川県財務規則運用通知 第77条第3項(8)のイ(ア)に規定された額以上の工事(業務)について前払いを行うことができる。その場合の前金払いの割合については、建設業法に規定された工事では神奈川県財務規則運用通知 第77条第3項(8)のイの規定を、森林整備業務の場合は神奈川県財務規則運用通知 第77条第3項(9)の規定を適用する。

#### (2) 工事施工に伴う発生売却品の評価額(スクラップ等評価額)

税抜き円未満切捨てで計上する。(「工事価格」=「工事原価」+「一般管理費等」-「評価額」)

## 第4節 請負工事費以外の工事費(付帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等)の積算基準

「設計積算要領」第7の内容によるほか次による。

### 1 用地費および補償費

#### (1) 林道事業における用地費及び補償費

ア 用地費及び補償費を計上できる範囲は、原則として、宅地、農地等森林以外の林道用地等とし、森林内の林道用地等について計上する必要がある場合には、あらかじめ林野庁長官の承認を受けるものとする。<sup>1</sup>

イ 立木の補償費を計上できる範囲は、林道工事の施工に必要な林道用地等に係るものとする。

ウ 補償費の積算は、「神奈川県治山・林道事業損失補償基準」及び「関東地区用地対策連絡協議会編損失補償算定標準書」によることとする。(附-3 参照)

<sup>1</sup> 根拠不明のため、適用は気を付ける事

## 第5節 災害復旧事業等の査定に係る積算について

災害復旧事業等の査定に関する積算は「設計積算要領」第8 災害復旧事業等の査定に係る積算についてによるほか次による。

歩掛および労務資材単価

種別	歩掛	労務費及び資材費
査定見積書	一般治山・林道と同じ	令和〇〇年 災害復旧事業の査定設計に使用する労務単価及び材料単価について（農林水産大臣通知、年度初）
実施設計書	一般治山・林道と同じ	一般治山・林道と同じ

※査定を伴わない事業（災害関連緊急治山事業等）の計画書は実施設計書と同様の取扱いとする。

## 第6節 工期の設定

工期の設定については、次により取り扱うものとする。

ただし、工事内容、施工時期及び施工場所等を考慮して適宜増減できるものとする。

※1 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等については、制約条件を踏まえて必要な工期を設定するものとする。

※2 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合に限り行うものとし、この場合は、中断期間を含めた工期を設定するものとする。

なお、中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合とは、中断期間を含めて一本化して発注の方が中断期間を設けずに分離発注する場合より経費が小さくなる場合をさす。

### 1 標準工期

#### (1) 治山事業

治山事業の標準工期は別表1（森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い表 9-2 参照）のとおりとするが、次のことに留意する。

ア 谷止工、床固工のみの工事については海岸等平地部の工事の標準工期を適用する。ただし、これにより難しい場合は、現場条件等を勘案し、山間部の工事の標準工期を適用することができる。

イ 緑化工を伴う工事については、標準工期内に、緑化工の適期が含まれていない場合には工期を適期まで延長することができる。

#### (2) 林道事業

林道事業の標準工期は別表2のとおりとする。

### 2 積上工期

(1) 次の工事については積上げた工期と標準工期を比較し工期を決定する。

なお、積上工期の算定に当たっては実施工上の作業工程を十分に考慮し、適切な積み上げに努めるとともに、工期積み上げの算定根拠を設計図書に添付し、審査官のチェックを受けるものとする。

- ① 特殊な工法を用いるため標準工期を適用することができない工事
- ② 外部要因によって工期の制限を受ける工事（例：交通規制、地下埋設物の状況により引続き施工することができない等）
- ③ その他特別な事情により標準工期を適用することができない工事

※積上工期の算定に当たっては、「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」11章②作業日当たり標準作業量のほか、「土木工事標準積算基準書」I-14-⑤-1市場単価の1日当たり標準施工量」及び「積算参考資料」3-2工期の算定」を参考にすることができる。

別表 1

## 治山事業 標準工期

工事別 直接工事費		標準工期			
		海岸等平地部の工事		山間部の工事	
		4週4休	4週8休	4週4休	4週8休
3,000	千円以下	85	102	97	116
5,000	"	101	121	114	136
10,000	"	120	144	135	161
15,000	"	140	167	155	186
20,000	"	155	185	170	204
30,000	"	170	204	187	224
40,000	"	188	225	205	246
50,000	"	202	242	220	264
60,000	"	214	256	233	279
80,000	"	229	274	248	297
100,000	"	246	295	265	318
150,000	"	270	323	290	347
200,000	"	297	356	317	380

- 備考 1 山腹工事、海岸工事で植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。
- 2 200,000 千円超のものについては、次の算定式により工期を算定することができる。
- 海岸等平地部… $T=1.6 \times P^{0.2850}$   
山間部 … $T=2.3 \times P^{0.2702}$   
T: 工期 P: 直接工事費
- ※この算定式により算定された工期は4週8休のものであるため、4週4休の工期は、この工期を補正係数1.20で除して得た値(小数点以下、切上げ、整数止め)とする。
- 3 この標準工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む。

別表 2

## 林道事業 標準工期

直接工事費		標準工期	
		4週4休	4週8休
300	千円以下	44	52
500	"	56	67
800	"	65	78
1000	"	73	87
1500	"	81	97
2000	"	91	109
3,000	"	102	122
5,000	"	119	142
8,000	"	139	166
10,000	"	155	185
15,000	"	172	206
20,000	"	192	230
25,000	"	209	250
30,000	"	223	267
40,000	"	241	289
50,000	"	262	314
60,000	"	280	335
80,000	"	302	362
100,000	"	328	393

備考 1 100,000 千円超の場合等については、次の算定式により工期を算定することができる。

$$T: 1.0 \times P^{0.3264}$$

T: 工期 P: 直接工事費

2 この標準工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む。

## 第7節 積算書の構成および様式

### 1 治山関係事業の積算書の構成及び様式

設計書は積算書、設計図、その他添付書類に区分される。ここでは積算書、その他添付書類について記載し、設計図については、「設計積算要領」第10-1 治山関係事業の設計図の作成等及び「神奈川県森林土木事業設計要領(治山編)第2編 設計編」によることとする。

治山関係事業の積算書の構成及び様式は「設計積算要領」第10-1 治山関係事業の積算書の構成及び様式によるほかは、次のとおりとする。

#### (1) 「設計積算要領」第10-1 以外の様式

「設計積算要領」第10-1 以外の様式は次のとおりとする。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ①. 設計方針書             | 別記様式 設2-2号 |
| ②. 許認可事務、工事設計チェックリスト | 〃 〃 2-3号   |
| ③. 施行土地明細表           | 〃 〃 18号    |



(2) 設2号 設計説明書（記載注意②イ）の記載

ア 施行効果

治山ダム工の総抑止量の算定法（単位：m）

(ア) 総貯砂量

堤長 (l) × 堤高 (h) × 計画勾配線が、現溪床面と交わる点までの長さ (d) ÷ 2

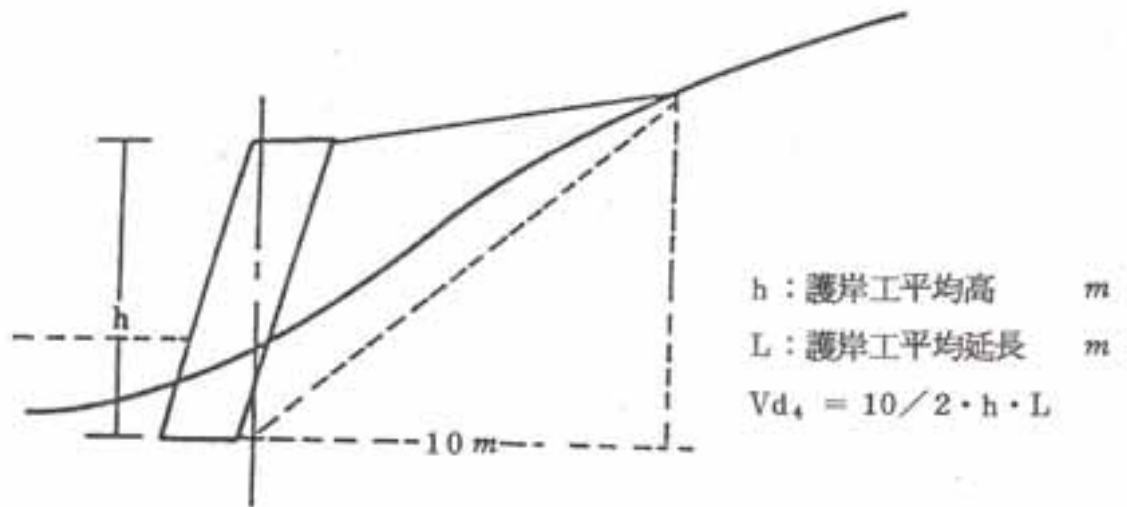
(イ) 溪岸侵食防止量

20 × 堤高 (h) × 計画勾配線が、現溪床面と交わる点までの長さ (d) ÷ 2

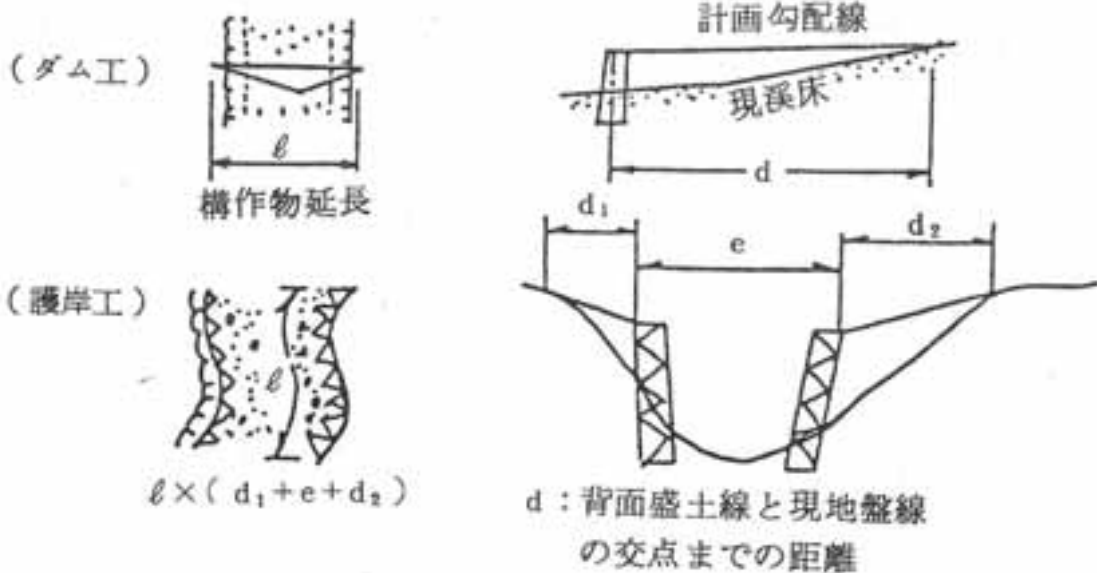
(ウ) 山腹工事による土砂抑止量

山腹工事斜面積 × 0.3

(エ) 護岸工事による溪岸侵食防止量



溪間安定面積 =  $l \times d$



設計方針書

施工箇所				事業名						
計	五ヶ年計画	計画額			被災年度					
		工種			実績	数量				
			金額							
画	当年度計画方針	荒廃現況								
		目的								
		工種数量								
設	放水路断面	集水面積	設計雨量強度	流出係数	計画最大高水流量	粗度係数	計画勾配	径深		
		平均流速	H・W・L	安全率	余裕高	法水路下幅	法水路上幅	法水路高さ	袖の勾配	
計	工種内容	工種	工種工法説明							
算	積	施工方法	仮設その他							
			運搬	コンクリート		打設				
				方法(概略図)						
			床堀	資材運搬機種						
				掘削方法						
				掘削機種						
				土処理						
排水施設										
その他										
その他										

※設計方針書記載上の注意事項

①計画の当年度計画方針の目的は具体的にわかりやすく記入する。

(特に計画の優先順位等)

②設計の工種内容の工種工法説明は下記のことを特に考慮して記入する。

- a. 工種工法の決定理由。
- b. 規模の決定 (天端厚の決定等)。
- c. 計画勾配の決定。
- d. 床掘深。
- e. 山腹工においては、植栽樹種, 緑化工法の決定。
- f. 保全対象との関連。

③積算の施行方法は下記による。

- a. コンクリート …… 工種別規格等。
- b. 打 設 …… 打設方法。
- c. 運 搬 方 法 …… 概略図を書き, 距離等記入。
- d. 掘 削 機 種 …… 決定理由も記入。
- e. 土 処 理 …… 掘削土量、埋戻し土量、残土量を記入し、残土の処理方を記入。

④その他

その他の必要事項を記入。

設2-3号 許認可事務・工事設計チェックリスト

項 目	有	無	所要手続の状況		留意事項
			完了年月日	見込年月日	
1. 次の地域に該当の有無					
① 埋蔵文化財包蔵地、文化財、史跡、名勝、天然記念物					
② 保安林区区域					
③ 保安施設地区					
④ 海岸保全区域					
⑤ 河川、河川保全区域					
⑥ 砂防指定地					
⑦ 地すべり防止区域					
⑧ 急傾斜地崩壊危険区域					
⑨ 歴史的風土保全区域					
⑩ 近郊緑地保全区域					
⑪ 風致地区					
⑫ 自然公園					
⑬ 県有林地内					
⑭ 国有地					
2. 測量等調査					
3. 立木補償					
4. 所轄警察署への交通対策の協議					
5. 他の関係機関・市町村との協議					

項 目	有	無	留意事項
6. 附近住民感情に及ぼす影響			詳細は特記事項欄に記入
7. 公害問題発生の可能性			騒音、水質汚濁、その他
8. 安全確保に対する配慮			橋脚、防護柵、その他
9. 工事施工の時期的配慮			
10. その他地域の特殊性			
特記事項(所長、次長、課長の指示事項、その他必要事項)			
記 載 要 領			
<p>1. チェックリストは設計主任者が作成するものとする。</p> <p>2. 記入方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 主任者は、設計に先立ってチェック項目について必要事項の確認を行うものとし、当該項目の有無の欄に○印を附し、年月日を記入するものとする。ただし、許認可事務等で全く該当しない場合は、その項目を抹消すること。</p> <p>(2) 確認に際し、他の所管に属する事項は、その主任者及び担当課長と協議を行い、トラブル防止に努めること。</p>			



## 2 林道関係事業の設計書の作成

設計書は積算書、設計図、その他添付書類に区分される。ここでは積算書、その他添付書類について記載し、設計図については、「設計積算要領」第10-2 林道関係事業の設計図の作成等及び「神奈川県森林土木事業設計要領(林道編)第2編 設計編」によることとする。

林道関係事業の積算書の構成及び様式は「設計積算要領」第10-2 林道関係事業の積算書の構成及び様式によるほかは、次のとおりとする。

### (1) 第1号様式の記入上の注意

設計書表紙(第1号様式)

区 分	内 容
事業名	林道開設、林道改良等と記入する。
林道区分	森林基幹道、森林管理道等と記入する。
林道種類	“自動車道 級”と記入する。なお改築等により級が変わる場合は変更後の級を記入する。
幅 員	全幅員の値を記入する。なお改築等により幅員が変わる場合は変更後の幅員を記入する。

※ 林道台帳等と整合させておく。

### (2) 第8号様式以降の様式について

第8号様式以降の様式は次のとおりとする。



















## 第8節 数量計算及び設計図面の作成

数量計算及び設計図面の作成については「設計積算要領」第11—1 治山関係事業の設計図の作成等、第11—2 林道関係事業の設計図の作成等及び〈参考基準〉第1 数量計算及び単位等によるほか「設計要領(治山編)、(林道編)第2編」によるものとする。

## 第9節 設計積算上の注意

### 1 設計書の体系

#### (1) 直接工事費の積算

直接工事費は単価表及び明細表によって積み上げ、本工事内訳表に表示する。また、設計書の簡素化に必要な場合に限り、副明細表も作成することができる。

#### (2) 積算体系

積算体系は森林整備保全事業の請負工事における工事工種の体系化について(以下「工事工種の体系化」)に準じることとし、本工事内訳表で工種・種別レベルを一式表示することとする。

(例 No.1 コンクリート谷止工 一式)

また、明細表では「工事工種の体系」の細別レベルを一式計上する。

場合により、副明細を作成し、1式計上する。

## 2 設計書の単位及びその端数調整

設計書の端数調整は「設計積算要領」＜参考基準等＞によるほかは、次のとおりとする。

### (1) 基礎単価・単価表・数量・副明細表・明細表の端数調整

分類	項目	端数処理	桁数（有効数字、小数点桁など）	備考
基礎単価	見積り単価		事務取扱要領参照	見積りの場合、有効数値による端数処理をおこなう。 参照：環境農政局土木工事等事務取扱要領第5条
	市場単価	切り捨て	円止	補正時の端数調整。
	機械損料	四捨五入	有効三桁止	補正時の端数調整。 参照：建設機械等損料表Ⅰ-3-②
	損料単価	切り捨て	円止	仮設資材等で損率をかけた時の端数調整。
	資材単価	切り捨て	円止	鋼材価格から算出する単管パイプ1本の価格など。
	機械賃料	四捨五入	有効三桁止	夜間補正時など
週休日補正	労務費	切り捨て	円止め	
	機械経費	四捨五入	有効三桁止め	
	市場単価	切り捨て	円止め	
	土木工事標準単価	切り捨て	有効四桁止め	
数量	日当り運転時間	四捨五入	小数一位止	参照：森林整備保全事業建設機械経費積算要領第7
	労務数量	四捨五入	小数二位止（※）	※当該歩掛りに指定がある場合を除く。
	資材数量	四捨五入	小数二位止（※）	※指定がある場合を除き、森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第1別表による。別表に記載が無いものについては左記による。 ※規模等により上記により難しい場合は別途定めることができる。 参照：森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第1
	時間あたり燃料消費量	四捨五入	有効二桁止	参照：森林整備保全事業建設機械経費積算要領別表第3備考2
単価表	構成行	四捨五入	円止	参照：森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第2-1
	行合計	切り捨て	円止	
	単位あたり	四捨五入	円止	※施工パッケージ積算単価の端数処理は、「神奈川県森林土木事業における森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の試行の実施について」の積算単価の端数処理による。
副明細表	構成行	切り捨て	円止	
	行合計	切り捨て	円止	



明 細 表	構成行	切り捨て	円止	森林整備保全事業設計積算要領参考基準等第2-2
	行合計	切り捨て	円止	

(2) 間接工事費による調整

共通仮設費は費目毎に千円未満切捨てとする。

(3) 一般管理費等による調整

工事価格は、一般管理費等で万円未満調整減額し工事価格で「万円止」とする。但し工事価格が50万円未満の工事並びに災害査定設計書は工事価格で「千円止」とする。また、変更各回における工事価格（請負工事価格）は「千円止」とする。

### 3 市場単価の積算

「標準歩掛」第1編共通工第9市場単価に定められている市場単価方式による積算にあたっては、土木工事資材等単価表に掲載されている単価を用いることとする。施工規模等による補正にあたっては、「土木工事標準積算基準書」VI-2市場単価の基準を準用し、その端数処理は本要領のとおりとする。

### 4 土木工事標準単価の適用

標準歩掛」第1編共通工第10土木工事標準単価に定められている土木工事標準単価方式による積算にあたっては、土木工事資材等単価表に掲載されている単価を用いることとする。

このほかの土木工事標準単価についても、工法選定が適切であり、適用範囲に合致するものであれば、見積等によらず適用できるものとする。

### 5 建設機械経費の積算

建設機械経費の積算については治山林道必携設計積算編掲載の森林整備保全事業建設機械経費積算要領(以下「機械経費積算要領」)によるほか次によるものとする。

(1) 標準作業の場合の1時間当たりの機械損料

標準作業の場合の1時間当たりの機械損料は、「機械経費積算要領」別表第2建設機械損料算定表(13)欄の損料を採用する。

(2) 岩石作業等の機械損料の補正

岩石作業等の機械損料の補正は、次のとおりに算定する(有効数字3桁)

$$\{(9)\text{欄} \times \text{補正率}\} + \{(11)\text{欄}/t\} = \text{機械損料} \quad (t: \text{供用日当り運転時間、} t = \frac{(3)\text{欄}}{(5)\text{欄}})$$

※補正率は「機械経費積算要領」後頁掲載参考の機械損料の補正表参照。

(3) ダンプトラックのタイヤの損耗費

ダンプトラックのタイヤの損耗費は別途計上する。

#### (4) 標準日当たり運転時間

主要機械の標準日当たり運転時間は、次のように算定する。

(3) 欄 ÷ (4) 欄 = 運転日当たり運転時間 (小数点以下 2 位を四捨五入して 1 位止めとする)

(3) 欄 ÷ (5) 欄 = 供用日当たり運転時間 (小数点以下 2 位を四捨五入し 1 位止めとする)

運転時間が標準的と認められない場合とは、次に掲げる工事に使用する場合とする。

- ① 2 交代以上の工事
- ② 夜間に施工する工事 (特殊な場合)
- ③ 道路の維持修繕工事
- ④ 除雪工事

#### (5) 移動式クレーンの賃料積算

移動式クレーンの賃料は、機械の賃貸料とオペレータ費用等(※)を含んだ作業料金となっており、実際の積算では必要運転日数に運転日に対応した単価である日標準賃料を乗じることとする。

クレーン賃料 = 市場価格 × 運転日数

クレーン以外賃料 = 市場価格 × 供用日数

※クレーンの賃料には使用機械によってオペレーター費用と燃料油脂類が共に含まれる場合とオペレーター費用のみが含まれる場合がある。詳細は「環境農政局土木工事資材等単価表」注意事項参照。

## 6 その他注意事項

### (1) 通勤補正の適用

通勤補正の適用については、本書「附一 2 通勤補正について」による。ただし森林整備に係る事業には適用しない。

### (2) 設計積算における資材名称

設計積算における資材名称は原則として商品固有名は使用せず、規格・品質等により明らかにする。

### (3) 土量変化率

「標準歩掛」第 1 編共通工 1-1-2 を適用する。

### (4) 積算における土量の取扱

各土工における積算対象数量は、下記とする。

掘削、積込……地山土量

運 搬……地山土量

締固めを行う場合の埋戻し、盛土 ……締固め土量

残 土……地山土量

捨 土 均 し……地山土量

購 入 土……ほぐし土量 (単価がほぐし土の場合)

(注) 購入土の変化率は代価表の中で考慮し、設計書に表示する数量は盛土断面計算土量とする。

崩土の掘削積込土量は、土質に応じたほぐした状態の土量変化率(L)で除した地山土量とする。

## 残 土

掘削土砂の一部を埋戻し、ローラ、ブルドーザ、タンパ等の機械で転圧する場合の残土の算出は次式による。

$$\text{残土 (地山土量)} = \text{掘削土量 (掘削計算断面)} - \text{埋戻土量 (埋戻される計算断面} \div C)$$

## 崩土・仮置土等ルーズな土砂

崩土・仮置土等ルーズな土砂を掘削、運搬する場合は地山の土量に換算し、掘削土量を決定する。

$$\text{掘削土量 (地山土量)} = \text{掘削計算断面 (ほぐし土量)} \times 1 / L$$

## 計 算 例

1) 歩掛は、地山換算である。

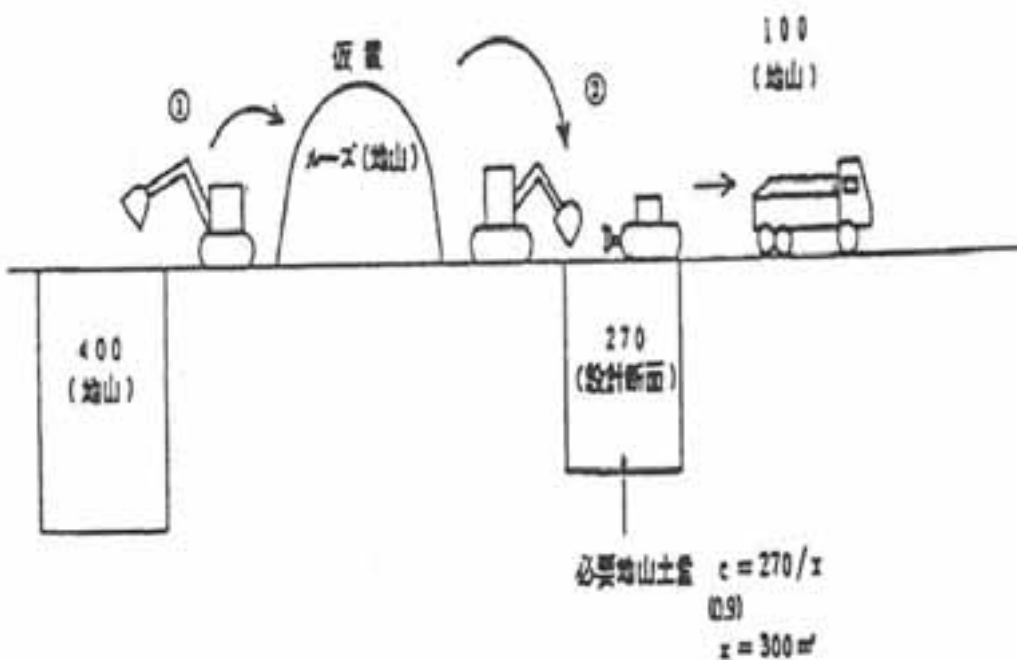
2) 機械締固め作業歩掛は、設定断面図である。

①掘 削 (バックホウ) ……地山土量 400m<sup>3</sup>

②埋戻投入 (バックホウ) ……設計断面 270m<sup>3</sup>

[地山土量 300m<sup>3</sup> (270/0.9) ルーズな状態]

③残 土 (ダンプトラック) ……地山土量 100m<sup>3</sup> (400-300)



※埋め戻し土に岩と土がある場合は、礫質土として変化率は0.9を適用することができるものとする。

(5) 土工の歩掛における施工数量について

施工数量の取扱いについては、「森林整備保全事業施行パッケージ型積算方式の基準」1章土工を参照すること。

(6) 土砂検定に要する費用について

土砂検定の対象となる工事については、検定試験に係る費用を準備費に積上げで計上する。また、土砂検定の検定項目数については、各発生土受入地が定めた基準に従うこととする。

なお、土木工事等資材単価表に記載の土砂検定費を使用する際は、備考欄や留意事項等に留意すること。

(7) 安定計算書類

構造物の決定根拠となる安定計算書等は設計書に添付するものとする。ただし、資料が多い場合には別冊とし、概要のみの添付としてもよい。

## 7 設計変更

### (1) 一般事項

請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。

設計変更の際、元設計および変更設計の種別、細別等の金額は全て官積算とする。

### (2) 変更設計書

変更設計書は①設計書既契約時もしくは既変更契約時の数量及び単価、金額等を下段に、今回変更設計の数量、単価、金額等を上段に（赤書き）記載する、②今回変更分を別冊にするのいずれかの方法で作成すること。

また変更に直接関係しない単価表は、変更設計書に添付しない。但し、明細書の備考欄に基礎となった単価表番号を明記する。

### (3) 数量の増減に伴う変更

数量の増減に伴う変更設計では率計算により積算しているものは、変更後の対象額にそれぞれ相応する率を乗じて積算するものとする。

なお、この場合変更により、主たる工種が変わっても、当初設計の工種とする。

### (4) 設計変更の積算

設計変更の積算における、単価及び歩掛の適用時期は「環境農政局土木工事等事務取扱要領」第23条 工事内容の変更 による。また、設計変更の計算例は「土木工事標準積算基準書」Ⅰ—13-①-1-③ 設計変更の計算例による。

### (5) 旧基準で積算した工事を基準改正後に設計変更した場合の諸経費率の取扱い

共通仮設費率、現場管理費率、及び一般管理費等率の算出は、旧基準により積算するものとする。

### (6) 設計変更における一般管理費等の算出

設計変更における一般管理費等の算出は、当初積算と同じ方法で算出するものとする。

ただし、契約保証にかかる費用の額は変更しないこととする。（計算例参照）

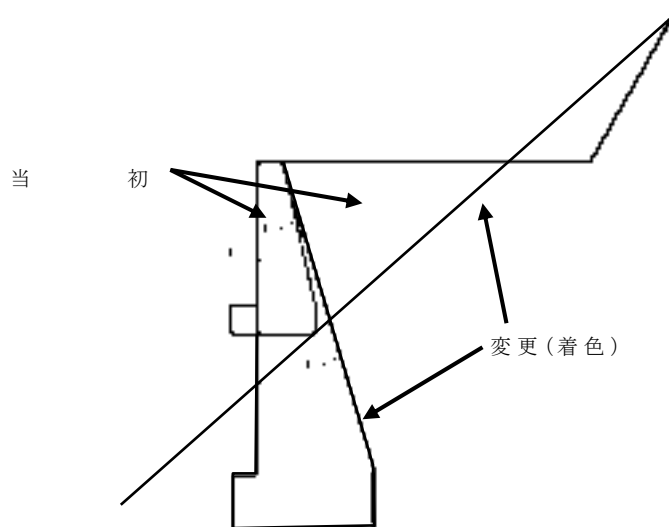
契約変更時における一般管理費等の計算例

種 別	契 約	
	当 初 積 算 時	変 更 積 算 時
工 事 原 価	49,849,000	55,003,000
一 般 管 理 費 率 等	11.80	11.69
前 金 補 正	1.00	1.00
前 金 補 正 後 の 率	11.80	11.69
前 金 補 正 後 の 一 般 管 理 費 等 (1)	5,882,182	6,429,850
契約保証の対象額(当初契約時の工事原価)	49,849,000	49,849,000
契約保証補正(金銭保証の場合)	0.04	0.04
一 般 管 理 費 等 (2)	19,939	19,939
一 般 管 理 費 等 (1) + (2)	5,902,121	6,449,789
調 整 一 般 管 理 費 等	5,901,000	6,447,000
工 事 価 格	55,750,000	61,450,000

(7) 変更設計図書の作成

原設計図面に変更部分を着色（赤書き）して、原設計と変更設計の関係を明らかにする。また数量については、既契約時もしくは既変更契約時を下段に、今回変更設計を上段に（できれば赤書き）記載する。

参考 設計変更図面記載例



(8) 原設計変更設計対照表の作成

原設計との変更点が分かるように原設計変更設計対照表（林道関係事業第10号様式）を作成する。また2回以上の変更を行う場合は、前回までの原設計変更設計対象表を変更設計書に順次添付して、同表の備考欄に変更回数を記載し、前回からの変更経過を明らかにする。

(9) 変更協議

変更設計増減額が契約金額の30%を超える場合等「神奈川県森林土木事業執行要領の運用について」第7条第2項関係の「事業執行計画の変更」に該当する変更を行う場合は事前に本課と協議する。

## 8 出来高設計

(1) 設計書の作成

ア 本工事費内訳表

(ア) 直接工事費は、出来形部分を積上げにより積算する。

(イ) 共通仮設費（仮設費の内、指定仮設を除く）

現場管理費、一般管理費については直接工事費の出来形率を乗じて算出する。

$$\text{出来形率} = \frac{\text{出来形部分の直接工事費}}{\text{直接工事費}} \times 100 \text{ (小数点以下3位四捨五入2位止)}$$

(ウ) 本工事費は、一般管理費において調整し、万円単位とする。

(エ) 出来形部分は、上段赤書とする。

イ 明細表

(ア) 直接工事費のそれぞれの明細表ごと出来形部分を、積上げにより(上段赤書き)積算する。

ウ 数量計算

(ア) 出来形部分は、上段赤書きとする。

エ 図面

(ア) 図面は出来形部分を赤書きとする。

オ 出来形設計書は原設計書（変更した場合は、変更設計書）と同一のものに、上記事項を作成する。

(2) 出来高金額の算出

$$\text{出来高額} = \frac{\text{契約金額 (変更契約金額)}}{\text{原設計金額 (変更設計金額)}} \times \text{今回出来形設計金額}$$

出来高額は円単位とする。

(3) 今回支払予定額の算出

$$\text{今回支払予定額} \leq \text{出来高金額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$



## 出来高査定書


令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇 所長 殿

監督者職氏名

⑩

令和〇年〇月〇日の出来高別紙出来高設計書のとおり違いありません。

契約工事名	令和〇年度堂平沢治山工事	請負人	〇〇土木 神奈川 太郎
工事場所	愛甲郡清川村宮ヶ瀬		
契約金額	54,700,000 円		
出来高金額	36,363,803 円		
契約締結 年 月 日	令和〇年〇月〇日	契約工期	令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月-〇日
工事着手 年 月 日	令和〇年〇月〇日	工事完成 予定年月日	令和〇年〇月-〇日
出来高完成 年 月 日	令和〇年〇月〇日	出来高 部分名	No.1 コンクリート谷止工 " 副堤
備 考	第 〇 回 出来高査定適金額		円
	第 〇 回 出来高査定済金額		円
	今回出来高査定金額		36,363,803 円

出来高査定書(記載例)

附表の1 (記載例)

出来高算出基礎表			
支出科目	治山費	支出予定年月日	令和○年月日
原設計金額(A)	54,950,000円	第2回部分払金額(C <sub>2</sub> )	円
契約金額(a)	54,700,000円	第3回部分払金額(C <sub>3</sub> )	円
(変更設計金額) 変更契約金額 (b)	円	今回出来形設計金額(D)	36,530,000円
前払金額(B)	21,000,000円	出来高金額(E)	36,363,803円
第1回部分払額(C <sub>1</sub> )	円	今回支払予定金額(F)	18,760,000円
<p>(1) 出来高金額(E)=</p> <p>算 <math display="block">\frac{54,700,000}{54,950,000} \times 36,530,000 = 36,363,803 \text{円}</math></p> <p>出 (2) 今回支払予定金額(F)=</p> <p>式 <math display="block">36,363,803 \times \left( \frac{9}{10} - \frac{21,000,000}{54,700,000} \right) = 18,766,913 \text{円}</math>  <math display="block">\quad \quad \quad ) \div 18,760,000 \text{円}</math></p>			
特記事項			

## 9 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」 2 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算によるものとする。

## 10 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」 3 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について によるものとする。

## 11 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」 4 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について によるものとする。

## 12 歩掛の補正

### (1) 通勤補正

附-2 を参照のこと。

### (2) 時間的制約を受ける工事の補正について

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」 7-(3) 時間的制約を受ける工事の補正について によるものとする。

## 13 請負工事の特許使用料の積算

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」 9 請負工事の特許使用料の積算 によるものとする。

## 第2章 神奈川県森林土木事業における森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の試行の実施について

平成29年10月1日以降に当初設計を行う工事において、森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式を試行導入することとする。

### 1 試行実施要領

試行にあたっては、「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式 試行実施要領」（一部改正の適用は別途、適用通知による）によるもののほか、次のとおりとする。

### 2 適用工種

森林整備保全事業施工パッケージ積算方式の基準に定める工種を適用する。

### 3 施工パッケージ型積算方式の優先

適用工種のうち、森林整備保全事業標準歩掛と重複する工種については、原則として森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式を優先する。ただし、名称が同じ工種についても、適用範囲が異なる場合があるので、留意する。

### 4 適用単価

#### (1) 標準単価及び機労材構成比

林野庁の定める森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式標準単価表（以下、「標準単価表」という）を使用する。適用年版は別途、適用通知によるものとする。

#### (2) 基準単価

基準年月における東京17区の機労材単価

基準年月は、標準単価表適用年版の前年度4月とし、基準年は標準単価表適用年版の前年度とする。

#### (3) 地区単価

積算年月における神奈川県各地区の機労材単価

### 5 積算単価の端数処理について

積算単価を算出するにあたって、計算途中でまるめ処理は行わない。

積算単価は有効数字4桁で5桁目以降切り上げとする。

## 6 基準単価の設定方法

基準単価は、次の（１）から（３）により設定するものとする。

- （１）「月刊建設物価」「web建設物価」「季刊土木コスト情報」（一般財団法人建設物価調査会発行）及び「月刊積算資料」「積算資料（別冊もしくは電子版）」「季刊土木施工単価」（一般財団法人経済調査会発行）（以下、「物価資料」という）の【基準年月号 または 基準年の春号】に掲載されている東京17区（「東京23区」「東京都」「関東」「全国」といった「東京17区」を内包する地区を含む）の資材等単価を採用する。ただし、両方の物価資料に単価の掲載がある場合は、平均値を算定して採用する。一方の物価資料のみ掲載されている場合は、その単価を採用する。なお、平均した場合における端数処理は次によるものとする。
  - ア 物価資料の有効桁により端数整理し、有効桁未満は基本的に切り捨てる。
  - イ 物価資料の有効桁が異なる場合は、桁数が多い方を設定単価の有効桁として採用する。
  - ウ 物価資料における有効桁がいずれも3桁未満であった場合の平均値は、有効3桁まで採用する。
- （２）「建設機械等損料表」（一般社団法人日本建設機械施工協会発行）【基準年の年度版】に掲載されている機械損料（供用1日当り（または運転1時間当り）換算値（15欄））を使用する。
- （３）「公共工事設計労務単価」（国土交通省が公表）【基準年の年度版】に決定された東京都の労務単価を使用する。

## 標準歩掛等に定めのない歩掛の取扱いについて

- 1 「標準歩掛」及び神奈川県森林土木事業設計要領第3編積算編等に定めのない歩掛を使用する場合は、過大とならぬよう諸種の積算歩掛を調査のうえ、決定するものとする。
- 2 見積による歩掛の決定方法
  - (1) 見積によって歩掛を決定する場合は「環境農政局土木工事事務取扱要領」第5条第2-2(5)に準じる。
  - (2) 同一工事に複数の工法または同一業者より複数の工法見積を徴収した場合は、その合計額で判断することとする（各工法の安値だけを採用しての処理は行わない）。
  - (3) 歩掛としての比較とするため、各見積に使用されている単価・損料の価格差が、採用の決定要因とならないことを確認する。
  - (4) 決定した歩掛については、類似工法や過去データ等との比較を行い、主管課長、所長又は専決権を有する工事担当部長の決裁を受けた日をもって適用する。
- 3 協会等が制定している歩掛の取扱いについて

小規模な工事や試験的な施工であるなど、適用の合理性が説明できるものについては、2次製品の設置歩掛などについて、協会等が制定し、公表している場合は、公表されている歩掛を適用してよいものとする。ただし、適用にあたっては、内容をよく精査し、主管課長、所長又は専決権を有する工事担当部長の決裁を受けることとする。

## 通 勤 補 正 に つ い て

標準歩掛の留意事項の6に定める通勤補正は、次の条件を満たす工事現場において適用する。

なお、通勤補正の方法は、割増歩掛を使用して行うこととする。

### 1. 適用条件

原則として工事現場の所在する市町村役場（支所等を含む。）から工事現場までの往復に90分をこえる時間を要する箇所とする。

なお、工事現場の基点は作業箇所の中心地とし、工事施工箇所が連続する現場は中間点、山腹工事等は重心点とする。

委託事業及び森林整備に係る事業には適用しない。

### 2. 時間の算出

通勤時間は、地形図等を使用し次式により算出する。

$$T = T_1 + T_2 \quad (\text{min})$$

$$T_1 = \sum t_n \quad (\text{min})$$

$$t_n = (l_n \times 2 \div s_n) \times 60 \quad (\text{min})$$

$$T_2 = \{(L_2 \times 2 + H \times 6) \div S_2\} \times 60 \quad (\text{min})$$

$$T = \text{通勤時間} \quad (\text{min})$$

$$T_1 = \text{当該市町村役場から下車地点までの人員輸送車に係わる往復の通勤時間} \quad (\text{min})$$

$$T_2 = \text{下車地点から工事現場までの徒歩に係る往復の通勤時間} \quad (\text{min})$$

$$t_1 \sim 2 : \text{表1により区分した各道路の所要時間} \quad (\text{min})$$

$$l_1 \sim 2 : \text{表1により区分した各道路の片道距離} \quad (\text{km})$$

$$s_1 \sim 2 : \text{表1により区分した各道路の走行速度} \quad (\text{km/hr})$$

$$L_2 : \text{下車地点と工事現場基点までの最短水平距離} \quad (\text{m})$$

$$H : \text{下車地点と工事現場基点間の最高標高点と最低標高点の標高差} \quad (\text{m})$$

$$S_2 : \text{歩行速度} \quad (3,000\text{m/hr})$$

表1 道路の区分と走行速度

区 分	一 般 道	林 道
走行速度 (km/hr)	30	20

注：1 保安施設管理道は、林道と同様とする。

### 3. 割増歩掛

割増歩掛は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。

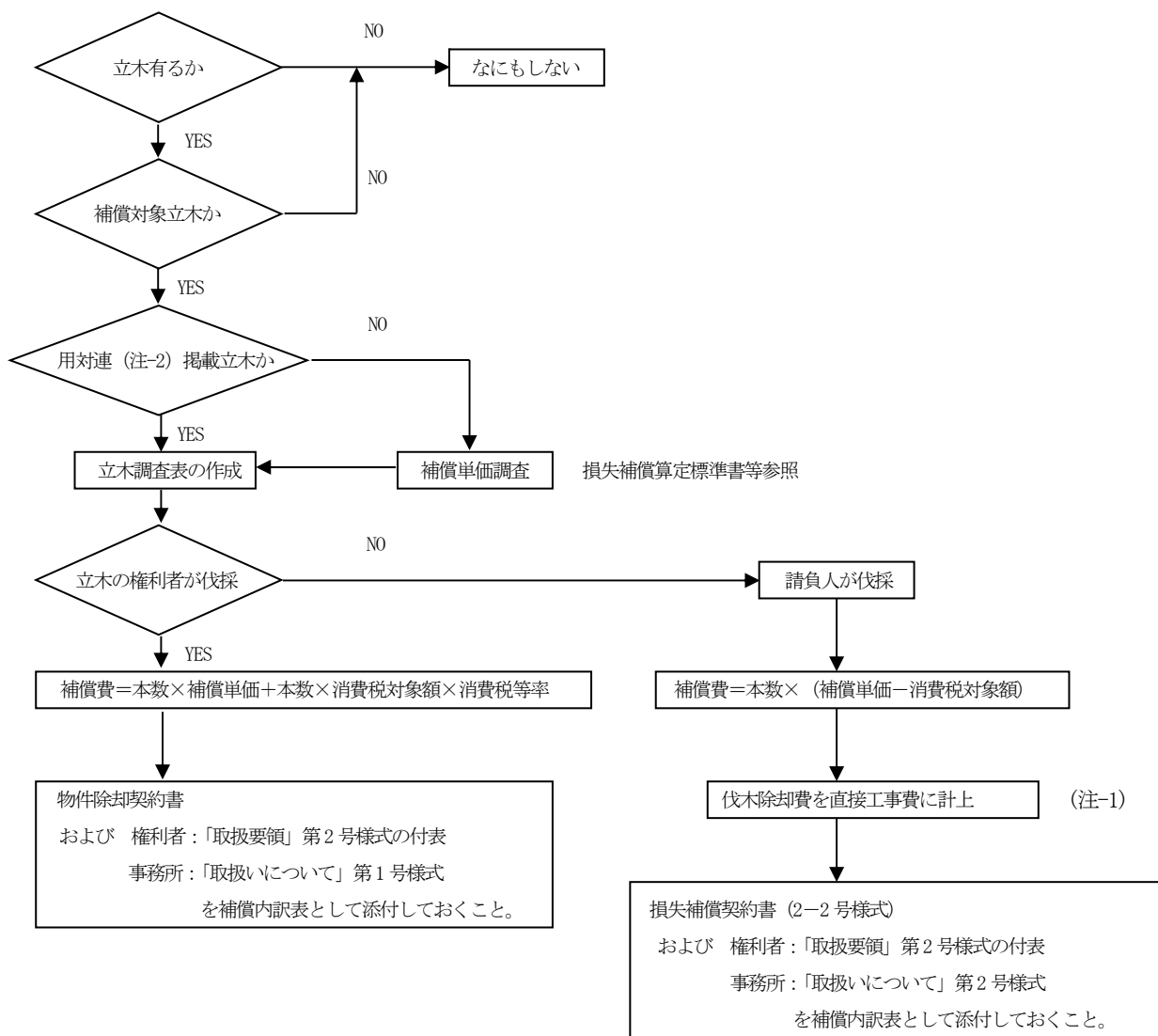
$$K = 1 + \frac{(T - 90)}{480} \quad (\text{ただし } K : \text{補正係数 (小数第 2 位切捨第 1 位止め)})$$

※補正の範囲は 20% を超えないものとする。



### 支障木等の処理に関する取扱いについて

#### 1. 神奈川県治山・林道事業損失補償基準の流れ

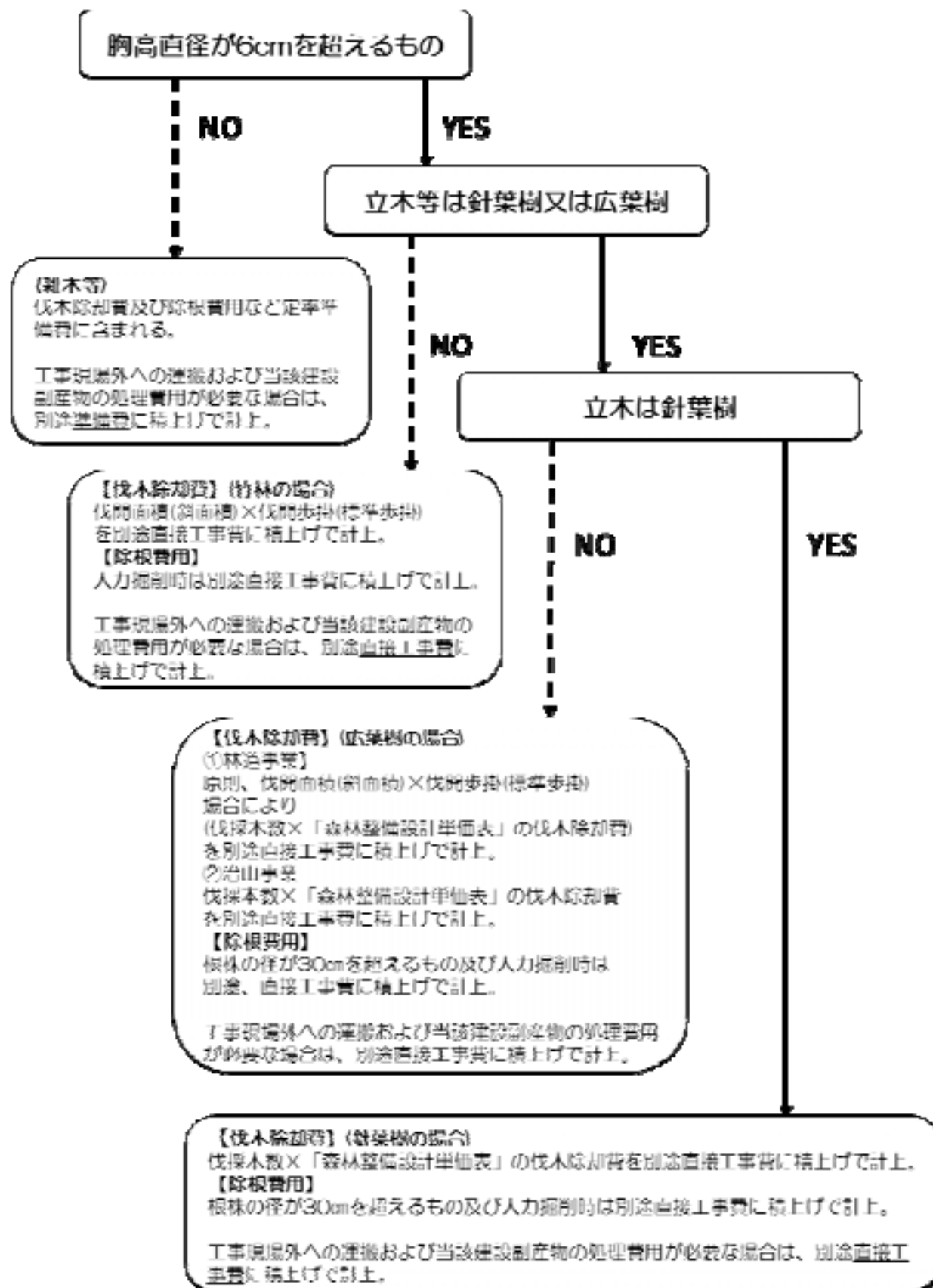


#### 2. 分収造林地等の取扱い(土地所有者への対応)

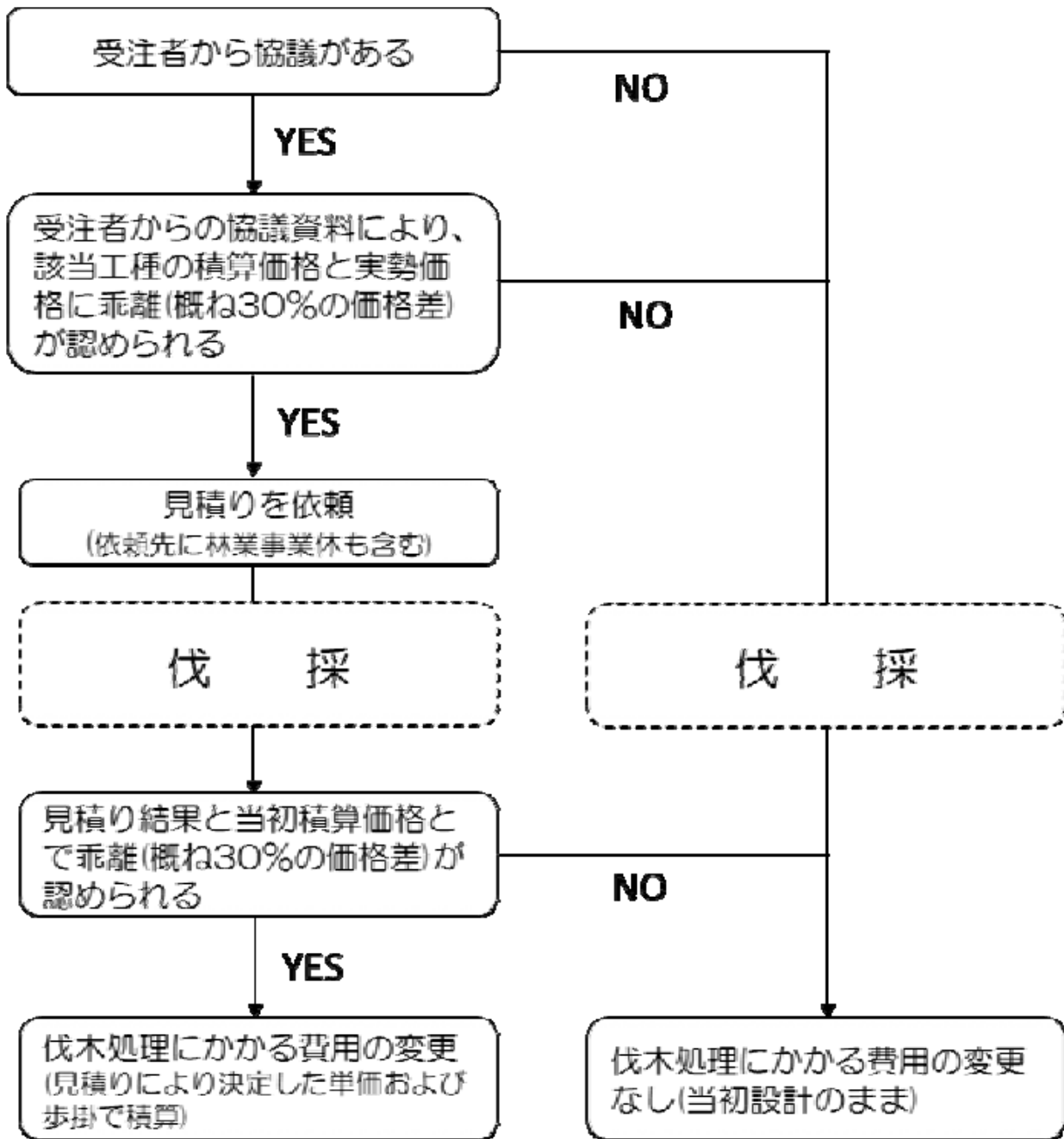
立木管理者 土地所有者	(独)森林総合研究所 (旧緑資源機構) 森林管理署	自然環境保全センター (旧かながわ森林づくり公社・分収造林)	自然環境保全センター(旧かながわ森林づくり公社・分収育林)	自然環境保全センター (基本林・県行造林)	各地域県政総合センター (水源分収林)	各地域県政総合センター (水源立木林)	各地域県政総合センター (水源協定林)	各地域県政総合センター (優良林)
市町村・財産区・一部事務組合等の地方公共団体	補償しない	補償しない	補償しない	補償しない	補償しない	補償しない	補償しない	補償しない
上記以外	所有者の分収割合に応じて補償	所有者の分収割合に応じて補償	所有者及び育林費負担者の分収割合に応じて補償	補償しない	所有者の分収割合に応じて補償	補償しない	全額補償	

(注-1) 伐木除却費を積み上げ直接工事費に計上する場合の立木の形状は、胸高直径6cmを超えるものとする。  
 (注-2) 関東地区用地対策連絡協議会編、損失補償算定標準書(用対連)の掲載樹種「杉・檜・松・その他針葉樹・有用広葉樹」  
 (注-3) 立木管理者と事前に文書による取り交わしを行った場合等には上表によらないことができる

3. 立木等の伐木除却に関する費用の積算について



4. 積算価格と実勢価格に乖離がある場合における支障木等の伐木処理対応の流れ





## 治山事業における山林砂防工の適用について

### 1. 山林砂防工の適用可能事業

治山事業（保育事業を除く）

### 2. 山林砂防工を適用する場合の手続き

計画書提出時に、計画方針書のその他欄に山林砂防工を適用する工種と適用条件を明記し、その根拠が分かる資料を添付して提出するものとする。

### 3. 普通作業員及び山林砂防工の適用基準

(1) 普通作業員を適用するものは、次に掲げるものとする。

ア 林道工事と同種工事と見なされる工事

(ア) 管理車道の開設工事

(イ) 保安林管理道整備事業のうちの車道の開設・改良の工事

イ 造林作業と同種と見なされる作業

(ア) 山腹工事及びなだれ防止林造成工事以外の工事において行う植栽、客土及び苗木運搬の作業

(イ) 下刈、雪起こし、除伐、本数調整伐、枝落とし、施肥等の保育及び仮植の作業

(ロ) 砂地造林、砂草植栽、埋わら、静砂垣・防風垣等の築設の作業

(エ) 支柱工、人力地拵（伐開、片付）、立木整理の作業

(オ) 管理歩道の開設に係る作業

(カ) 森林整備の範疇で実施する柵工、筋工、伏工ほか構造物の設置作業

ウ 作業場所が平坦であることによるもの

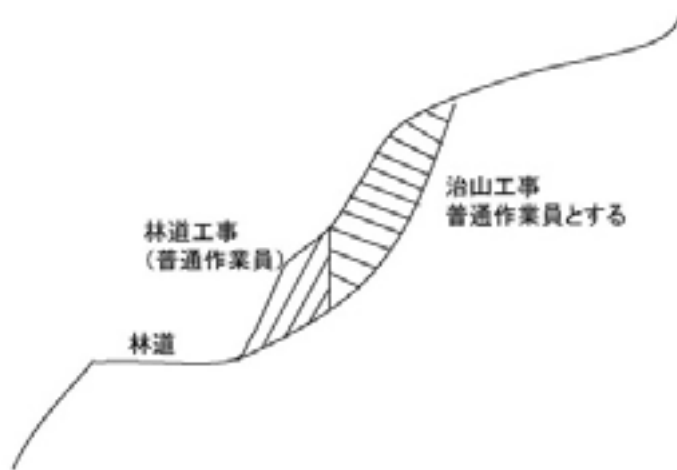
(ア) コンクリート根固ブロックの製作、運搬及び据付の作業

(イ) ボーリング工、集水井工、アンカー工、杭打工等の作業ヤード、作業構台等を設ける場合のある工種において作業ヤード、作業構台等を設け、その上で行う場合の作業

(ロ) 土工機械の解体・組立に関する作業

エ 近接地で行なわれている他事業工事と著しく整合性を欠く場合

（例：林道事業と近接している工事）

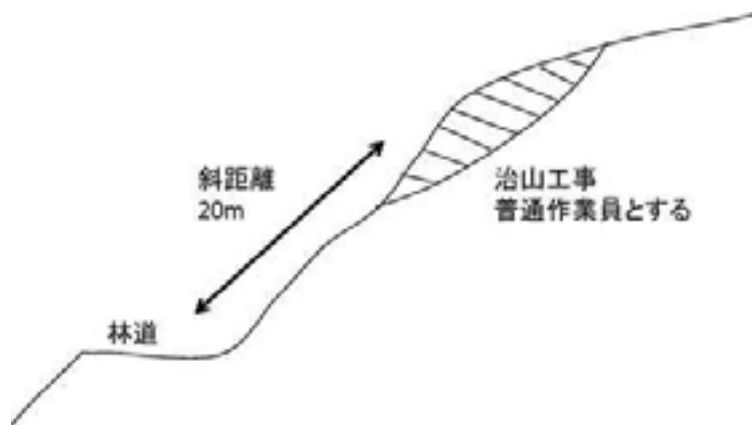


オ 道路及び平坦地から斜面延長で20m以内から始まる工事。

備考1 道路：市町村道、林道等道路法又は道路交通法の適用を受ける道路。

2 平坦部：工事用地として使用可能な敷地をいい、宅地、原野等をいう。

(例：道路と近接している工事)



(2) 山林砂防工を適用するものは、次に掲げるものとする。ただし、前項は本項に優先する。

ア 勾配がおおむね30%以上の箇所での工事、上記(1)エ、オに該当しない工事

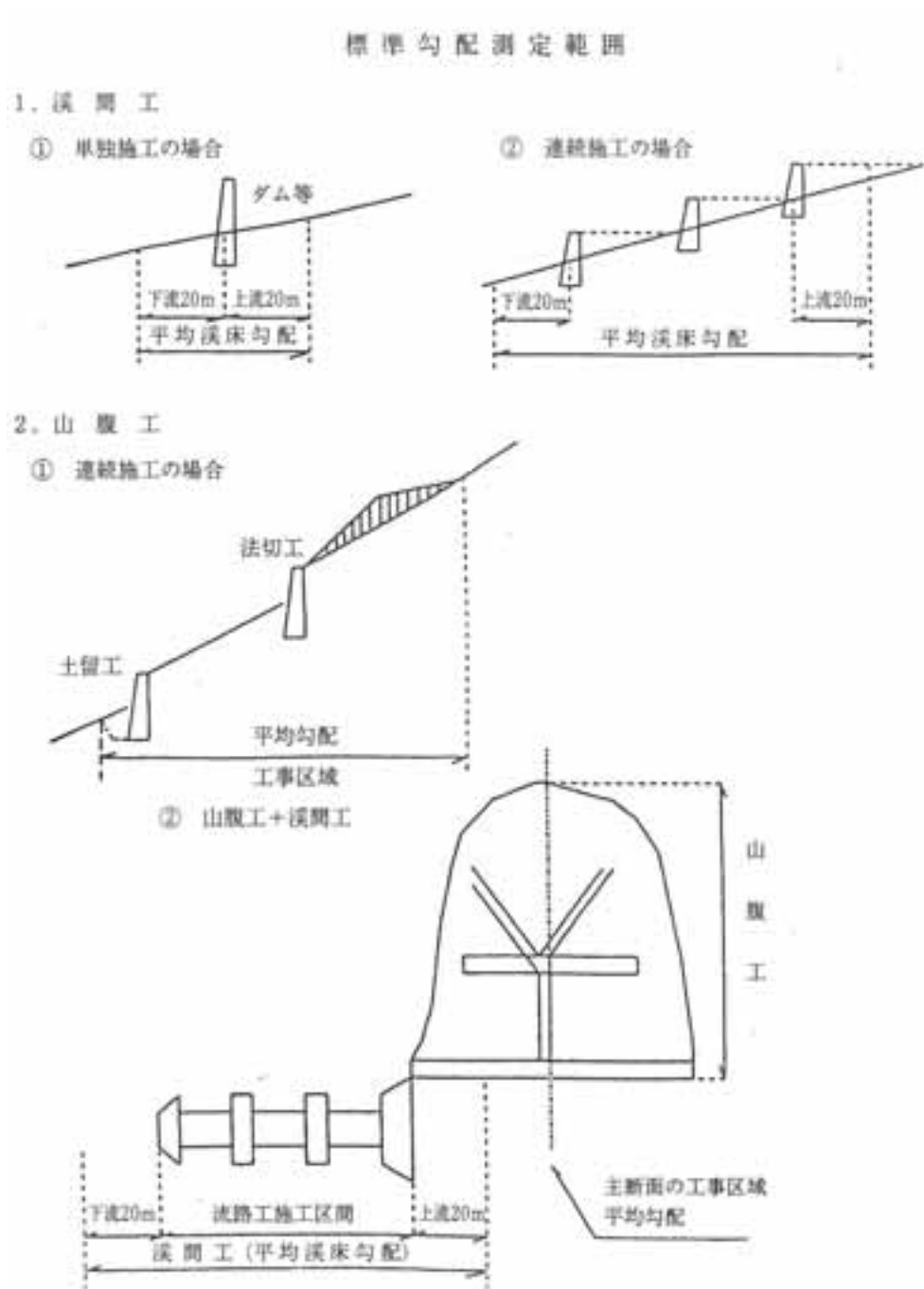
イ 運搬距離がおおむね100m以上のケーブルクレーンを架設する箇所で行う工事

ウ コンクリート現場練りを要する箇所で行う工事

エ 山泊を要する箇所で行う工事

#### 4. 普通作業員及び山林砂防工の適用基準

山林砂防工適用の判断の根拠とする勾配の測定範囲は、下記を標準とする。



5. 全体計画で複数の工事がある場合の区分

全体計画が複数年度にわたるなど、複数の工事を実施する場合は、発注する工事単位で分割して山林砂防工の適用を検討するものとする。(例：上流から谷止工を整備する場合、奥地の1～4年目の工事では山林砂防工を適用し、林道に近接した5年目の工事では普通作業員を適用する等。) 継続工事の場合は年度間の整合に留意すること。

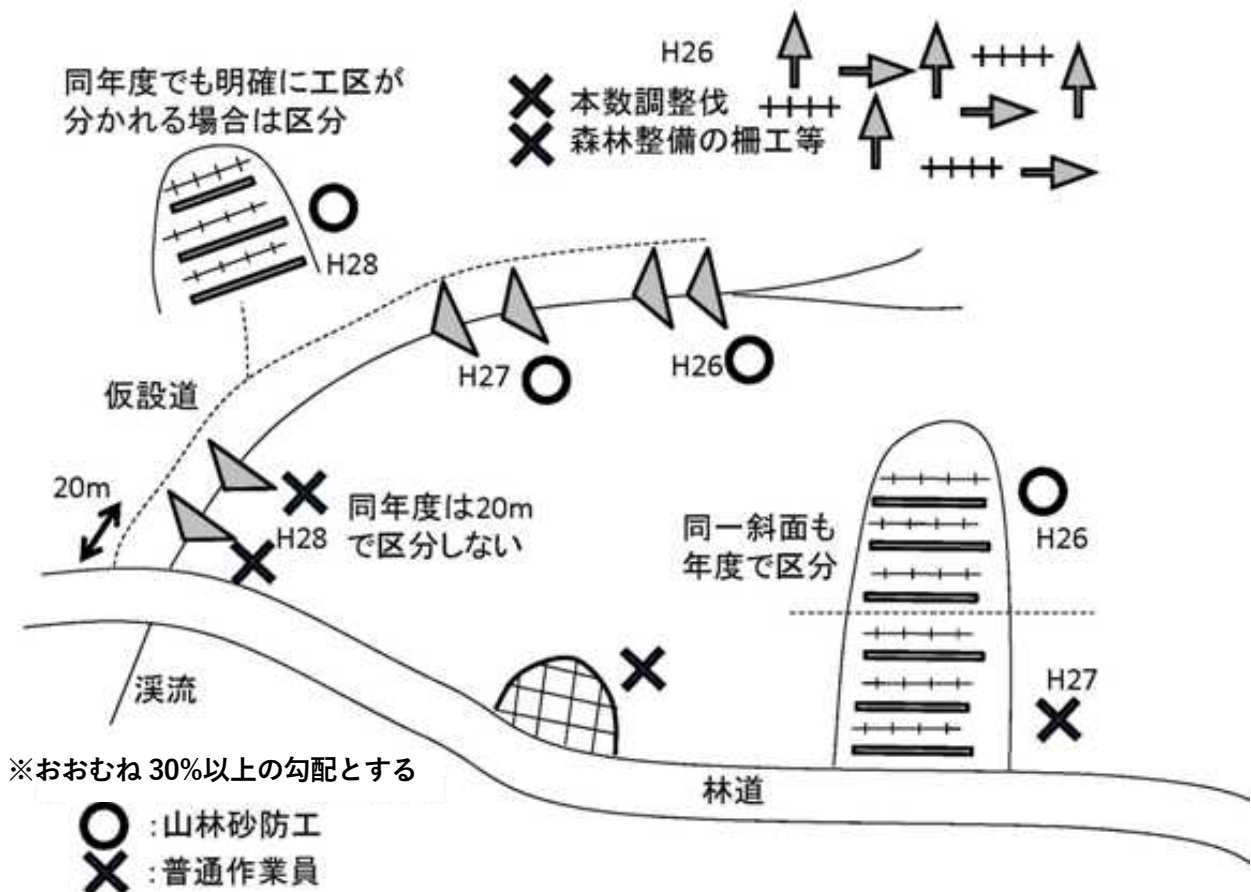
6. 同一工事における工区の区分

ひとつの工事において同一の斜面内では、原則として山林砂防工の適用に関する工区の区分を行わないものとする。(林道に近接する20m以内の範囲のみ普通作業員で、その他の範囲は山林砂防工といった区分は実施しない。)

ただし、工事箇所が複数の斜面に点在する場合など、工区が明確に区分できる場合は、この限りではない。(例：林道に近接した溪間工と奥地の山腹工をセットにして発注する場合は、奥地の山腹工についてのみ山林砂防工を適用するなど。)

また、3(1)普通作業員の適用基準は本項に優先するものとする。

(参考) 概念図





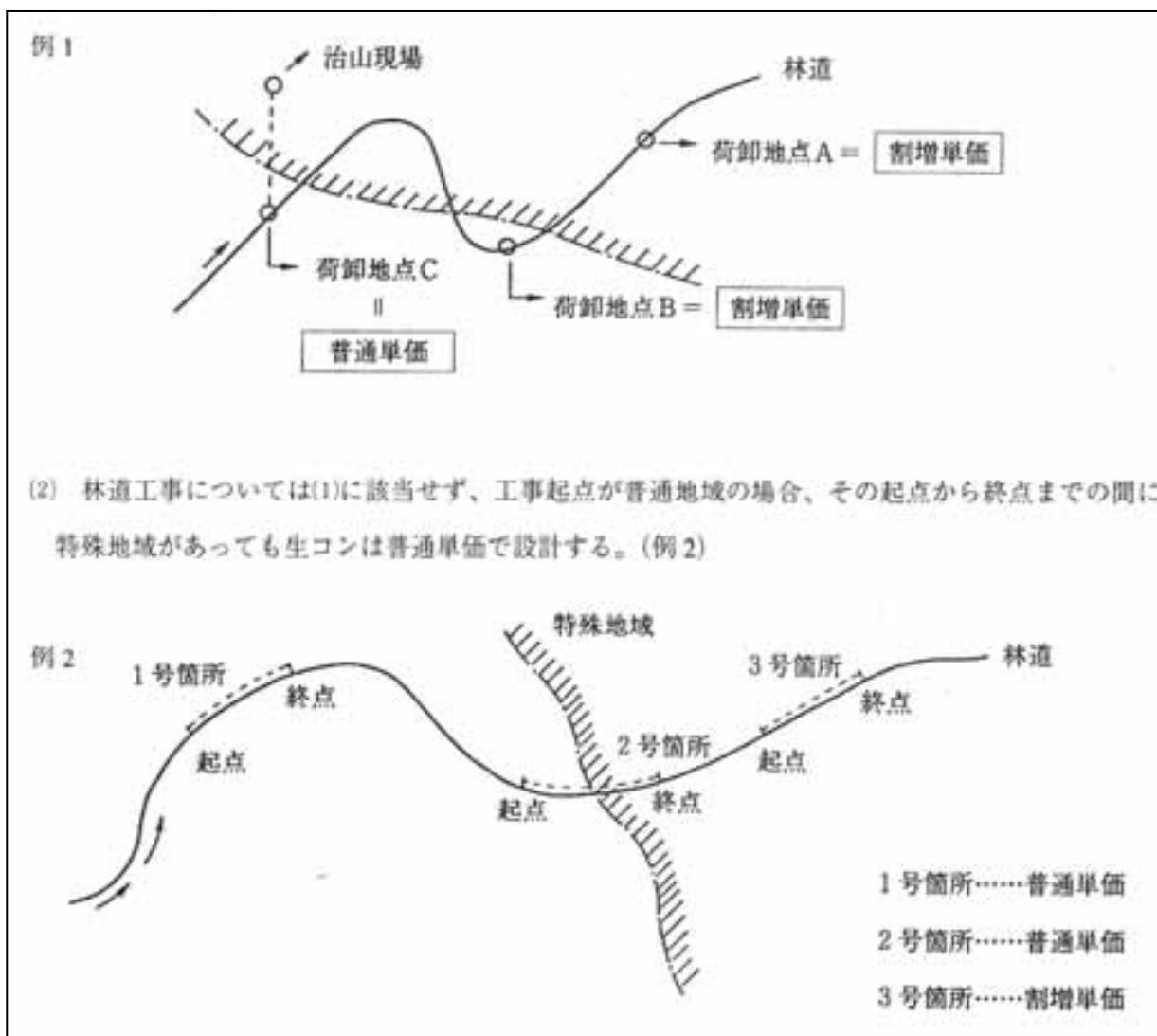
**参考1 特殊地域（山岳地帯）の割増額について**

(1) 特殊地域とは、道路状態、運搬方法（運搬回数、車両の損耗度等）が著しく困難な地域をいう。適用地域は別途図面等（各所属に定めるもの）による。

**生コン単価の特殊地域割増について**

1. 特殊地域の取扱いについて

(1) 治山・林道工事においては荷卸し地点が特殊地域に位置するしないにかかわらず、その地点に到達するまでに生コン車が特殊地域を通過すれば生コン単価は割増単価とする。（例1）



## 国定公園の特別地域内等における林道工事の取扱について

平成13年5月11日

改正平成28年12月28日

森林再生課・自然環境保全課

自然公園区域内で実施する林道工事に伴う許認可手続等の事務を円滑に進めるため、平成13年5月11日に標記取扱を定めて以降、平成21年の自然公園法改正による生物多様性の確保の目的への追加、平成27年に環境省がとりまとめた「自然公園における法面緑化指針」による緑化の方針の変化など、状況が大きく変化してきた。

これらの状況変化を踏まえ、取扱の内容を見直すとともに、記載方法の整理及び字句の修正を行う。

### 1 許認可手続について

国定公園等の特別地域内等で工事を実施する際は、原則として、自然公園法等に基づき、許可を得る必要があるが、行為の内容や規模等により許可を要しない場合もある。

次の事例を参考に判断するとともに、判断が困難な場合は、事前に自然環境保全センター管理課と十分調整を行うこと。

なお、許可申請にあたっては、路線ごと、事業ごとでの申請をするものとする。

#### (1) 既設法面の緑化工

- 工作物を新たに設置する場合は許可を要する。

※ただし、既設の工作物を同種の工法で改築する場合は、許可を要しない。

(例1 金網の設置を伴うもの)

- ・特殊モルタル吹付工

(例2 その他構造物の設置を伴うもの)

- ・丸太法枠工
- ・現場打法枠工（簡易法枠を含む）
- ・植生マット工（数年以内に自然分解されるものを除く）

- 法面に直接種子を吹き付ける工法又は植栽等は許可を要しない。また、1～2cm程度の厚さで土壌を吹き付ける場合で、法面の形状への影響が少ないものについては、同様に許可を要しない。

※ただし、施工場所が特別保護地区である場合は、許可を要する。

(例)

- ・種子吹付工
- ・張芝工
- ・植栽工
- ・表土利用工

#### 【参考】

種子及び工法の選定にあたっては、平成27年10月に環境省が、自然公園における法面・斜面の緑化の望ましいあり方を「自然公園における法面緑化指針」としてまとめたものを参考とする。

<根拠>

- ◆自然公園法第 20 条第 3 項（特別地域内における許可を要する行為）
  - 第 1 号 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
  - 第 10 号 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
  - 第 12 号 当該区域が本来の生育地でない植物環境大臣が指定する区域内においてで、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
    - ※ 区域及び植物の指定はされていないため、許可を要する行為に該当しない。
- ◆自然公園法第 21 条第 3 項（特別保護地区内における許可を要する行為）
  - 第 3 号 木竹を植栽すること。
  - 第 8 号 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- ◆自然公園法施行規則第 12 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）
  - 第 8 号 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。
  - 第 10 号 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの

(2) 丸太柵工

- 新たな箇所に丸太柵を設置する場合は、許可を要する。
- 次の場合は、許可を要しない。
  - ・新規に林道を開設する際等に、当該工事用の仮工作物として設置する場合
  - ・既設の丸太柵を修繕又は増改築する場合（柵の延長を伸ばす場合は、新築として扱う。）

<根拠>

- ◆自然公園法施行規則第 12 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）
  - 第 6 号 法第 20 条第 3 項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舍を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
  - 第 8 号 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。

(3) 舗装止工

- 既設道路の改築として行う場合であつて、高さ 1m 以内で埋め戻し後の露出部分が 60cm 以内の小規模な舗装止工は、舗装の一部であると理解されるため、許可を要しない。
- ただし、延長 10m を超える連続的工作物である場合は、新設工作物と捉えられるため、許可を要する。

<根拠>

- ◆自然公園法施行規則第 12 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）
  - 第 10 号 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの

(4) 残土（建設発生土）処分

- 林道工事によって発生する残土（建設発生土）については、原則として、自然公園区域外に搬出して処理することとする。
- 自然公園区域外には適地がなく、やむを得ず自然公園区域内で処理せざるを得ない場合は、自然環境保全センター管理課と事前に調整する。

- 自然公園区域内において残土（建設発生土）処理を行う場合は、原則として、植栽等により緑化するなど、風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理すること。ただし、当該地を2～3年以内に作業ポイントとして利用する計画がある場合には、自然環境保全センター管理課と調整する。

## 2 配慮事項について

施工場所が国立公園等の特別地域等内であることを考慮し、富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）管理計画における「許可、届出等取扱方針」を参考として、工作物の色彩や法面等の緑化などに配慮する。具体的には、次のとおりとする。

### (1) 全般

- 周辺の自然環境や風致景観に配慮するよう工法の選定に留意する。特に、法面工など周辺への影響が大きい工事については、図面・写真等を利用して事前に十分調整すること。

### (2) ガードレールの色彩

- 環境省による国立公園内のガードレールの色彩に関する指導に準じ、茶系統の色とすることとする。

### (3) コンクリート工作物

- コンクリートブロックは、粗面を使用することとする。
- コンクリート擁壁については、化粧型枠等により、表面を粗面仕上げとする。

## 自然環境にやさしい工法の適用基準について

### 第1 適用事業

県営の林道事業に適用する。但し、公共事業については、国の採択基準との整合性を図るものとする。

また、市町村営の林道事業、林業構造改善事業のうち林道及び作業道に関わる事業については、各市町村の条例、要領、指針等を優先し、それ以外については上記に準じるものとする。

### 第2 適用範囲

林道事業全般とするが、以下の条件を優先させること。

1. 自然公園内の工事(ただし、附－7「自然公園法の特別地域内等における林道工事の取扱について」を優先させるものとする。)
2. 保安林内の工事
3. 一般車の通行が多い箇所工事

### 第3 計画及び設計について

自然環境に調和した林道工事を遂行していくため、以下の項目について留意し、計画及び設計にあたるものとする。

1. 土工については、長大法面を避け、切取、盛土量を減らし、その均衡をはかるためにも線形、縦断勾配決定に際しては十分検討すること。
2. 施工箇所及び施工箇所周辺部の動植物について
  - 1) 野生動物…生活形態に配慮し、生態を阻害しないよう努めること。
  - 2) 在来植生…自然植生に配慮し、保護、育成を図ること。
3. 自然景観(視覚効果)について十分配慮すること。
4. 工作物について
  - 1) 木材を利用した工作物は3の効果も高く、また木材利用の需要拡大にもつながるため、積極的に取り入れること。
  - 2) 1)以外の工作物については数及び規模等を抑えるようにする。なお、やむをえずコンクリート構造物等を計画する場合は、3について十分検討すること。
5. 従来工法と同等以上の機能性を有するか十分検討すること。
6. 材料の入手が容易で且つ施工性が良いか十分検討すること。

## 自然環境にやさしい工法の適用基準に基づいた計画・設計 及び発注後の対応について

### 1. 計画・設計

「自然環境にやさしい工法の適用基準」の第3において、さらに以下の事項に留意し計画、設計にあたること。

#### (1) 伐開工

伐開幅は、法肩、法尻から 2.0m程度となっているが、植生保護及び景観を考慮し、工事に支障のない限り、小さくすること。

#### (2) 土工

ア、線形は土量及び法長を決定づける要因となるため慎重に行うこと。

イ、切取、盛土量の均一化を図り、残土は現場内処理を原則とする。

ウ、残土処理場の緑化については、種子吹付と併せて植栽を検討すること。

エ、現場発生材(特に岩等)の有効利用を検討すること。

#### (3) 排水施設工

ア、地形の許す限り、分散排水を検討すること。

イ、小動物保護を図るため、U型トラフの使用を避けること。やむを得ず、U型トラフを用いる場合はスロープ等の設置を検討すること。

ウ、既設側溝を有効に機能させるよう努めること。

#### (4) 法面保護工

ア、コンクリート及びモルタル吹付工は原則として行わないこと。なお、これらを実施した場合及び既設のコンクリート及びモルタル吹付箇所緑化を検討すること。

イ、植栽及び種子吹付は、早期緑化を図るとともに、次のいずれかの事項に留意し計画すること。

(ア) 在来植生の導入を検討すること。

(イ) 工事の支障とならない限り、在来木を残すよう努めること。

(ウ) 景観を考慮した植栽及び種子吹付を検討すること。

(エ) 草食動物の食性を考慮すること。

ウ、木材工作物の適用を積極的に検討すること。

## (5) 擁壁工

ア、従来のコンクリート構造物は、できるだけ代替の構造物を検討すること。

イ、コンクリート構造物を計画する場合は、それ自体の景観を考慮すると共に、周囲との景観の調和も図ること。

ウ、木材工作物の適用を積極的に検討すること。

## (6) 防護施設工

ア、ガードレールを新設する場合、景観を考慮しガードレールの背面塗装(支柱を含む。色は暗色系)を検討すること。

イ、管理者規制の林道のうち、交通量の少ない路線はガードレール設置箇所を必要最小限とすること。

ウ、標識工、柵工等は、木材工作物の適用を積極的に検討すること。

## (7) 舗装工

ア、表面排水の処理は、十分検討すること。

イ、透水性舗装の適用を検討すること。

## (8) 修景植栽工

ア、適用事業等の諸条件を勘案したうえで、林道沿線に景観を考慮した植栽を検討すること。

イ、景観を考慮した植栽については「神奈川県広葉樹林整備指針」に準じるものとする。

## 2. 工事発注後の対応について

「自然環境やさしい工法」を適用した場合、設計者は工事発注後以下のことについて林道事業技術検討会において報告及び資料提出を行うものとする。但し、市町村営の林道事業、林業構造改善事業のうち林道及び作業道に関わる事業については、県の出先機関が代替できるものとする。

1 施工前・施工後の近景及び中景または遠景写真…1部

2 施工中の写真…5枚程度

3 標準図(縮尺任意とする)

4 単価表

5 施工結果の評価

なお、3・4については、様式3、また5については別紙調査書式1 或いは2を作成すること。

### 評点基準

評点	—	×	△	○	◎
評価	該当なし	あまり良く できなかった	普通	良くできた	大変良く できた





## 猛禽類に配慮した森林整備について

### 1 森林土木・森林整備業務担当者の心得

森林には様々な動物・植物が生息しているが、クマタカなどの猛禽類については希少性が高く、保護をする必要がある。

森林土木・森林整備業務担当者は、これら猛禽類と共生を図ることを念頭に置き、計画や実施を行うものとする。

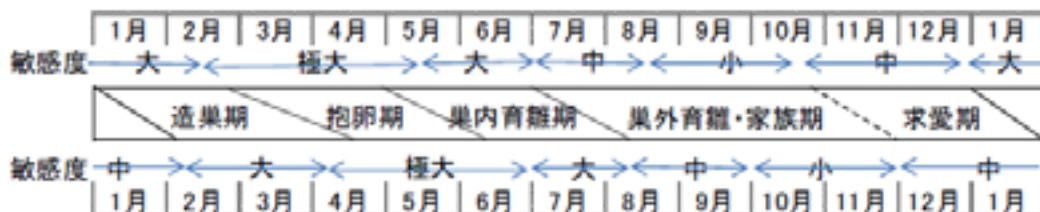
### 2 猛禽類の生態

抱卵期が繁殖期の中でも最も繁殖を中止することが多い時期であり、繁殖に失敗した場合は、抱卵期のごく初期を除いて繁殖をやり直すことはほとんどない。また、巢内育雛期も抱卵期ほどではないが、人為的活動等が親鳥の行動に影響を与えた場合には、親鳥が巢を放棄してしまうことがよくある。

#### (1) クマタカ

繁殖しているつがいの1年の生活(各繁殖ステージ)はおよそ図\_1のようになる。

生活サイクルは地域により1~2ヶ月程度の差があり、個体差はあるものの、温暖な地域ほど繁殖期入り、産卵、育雛、幼鳥の巣立ち等が早い傾向がある。

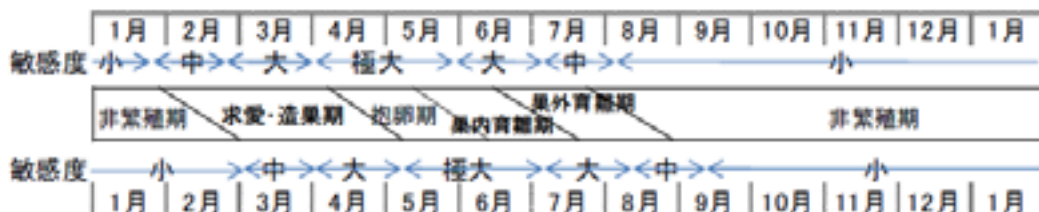


図\_1 クマタカの生活サイクル

#### (2) オオタカ

繁殖しているつがいの1年の生活(各繁殖ステージ)はおよそ図\_2のようになる。

求愛期は早いものでは1月に始まり、本格的な巣造りは3月で、4~5月頃産卵する。孵化は5~6月で、幼鳥は6~7月に巣立ち、早いものでは8月中に独立し分散する。



図\_2 オオタカの生活サイクル

### 3 情報の収集及び把握

業務の計画策定、実施にあたっては、既往情報の収集や聞き込みを行い、生息情報を把握するものとする。

### 4 営巣地における森林整備計画策定にあたっての留意点

「猛禽類保護の進め方(改定版)」(環境庁省自然保護局野生生物課平成 24 年 12 月)

「オオタカの営巣地における森林施業」(前橋営林局編 1998)

「民有林林道事業における希少な鳥類への対応マニュアルについて」

(平成 6 年 12 月 9 日付け事務連絡 林野庁指導部基盤整備課長)

を参考に今後策定する。

## 森林表土利用工に係る自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の許可手続き等について

平成 25 年 3 月 22 日 自然環境保全課長回答

平成 25 年 3 月 26 日 森林再生課長通知

### 1 森林表土利用工について

森林表土利用工は、次の三段階の過程がある。

- (1) 表土の採取
- (2) 採取した表土の保管
- (3) 採取した表土の吹きつけ

### 2 各段階における自然公園法及び神奈川県立自然公園条例上の取扱について

自然公園法（以下、「法」という。）は国立公園及び国定公園、神奈川県立自然公園条例（以下、「条例」という。）は県立自然公園に適用される。

#### (1) 表土の採取

法第 20 条第 3 項第 4 号、第 21 条第 3 項第 1 号及び第 33 条第 1 項第 5 号、条例第 19 条第 1 項第 4 号及び第 21 条第 1 項第 2 号に規定する「土石を採取すること」に該当

#### (2) 採取した表土の保管

法第 20 条第 3 項第 8 号に規定する「屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること」及び法第 21 条第 3 項第 5 号に規定する「屋外において物を集積し、又は貯蔵すること」に該当

※ 条例第 19 条第 1 項第 6 号に「屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること」と規定されているが、土石も含めて、知事が指定している物はないため、同号には該当しない。

#### (3) 採取した表土の吹きつけ

採取した表土には休眠種子が含まれることから、法第 21 条第 3 項第 8 号に規定する「植物の種子をまくこと」に該当

### 3 許可手続き等について

法及び条例の許可手続き等については、当該行為の実施方法、また、行為地によって異なり、国定公園及び県立自然公園については、次のとおりである。

（国立公園における取扱は、国に確認のこと）

#### (1) 工作物の新築等との一連の行為の場合

工作物の新築等の工事の際に併せて当該工事敷地内で表土の採取等を行う場合には、工作物の新築等の関連行為として扱うことができるため、工作物の新築等の許可申請又は届出は必要となるが、森林表土利用工に係る許可申請又は届出は不要となる。

(2) 単体の行為（工作物の新築等との一連の行為ではない）の場合

ア 行為地が国定公園（丹沢大山国定公園）の場合

(7) 行為地が特別保護地区の場合

a 表土の採取

- ・許可申請が必要となるが、特別保護地区内においては許可基準（法施行規則第 17 条）に適合しないため不許可となることから、表土の採取は認められない。

b 表土の保管

- ・許可申請が必要となる。
- ・許可申請書は、様式第 1 (8)（特別保護地区内物の集積許可申請書）を使用し、許可申請先は知事（書類の提出先は自然環境保全センター）になる。
- ・許可基準は、法施行規則第 11 条第 31 項（第 11 条第 24 項）に規定されている。

c 採取した表土の吹きつけ

- ・許可申請が必要となる。
- ・許可申請書は、様式第 1 (11)（特別保護地区内植物の播種許可申請書）を使用し、許可申請先は知事（書類の提出先は自然環境保全センター）になる。
- ・許可基準は、法施行規則第 11 条第 30 項に規定されており、「種子をまこうとする地域に現存する植物と同一種類の植物の種子をまくもの」である必要があり、当該特別保護地区での表土の採取は不許可であるため、吹きつける表土は、近隣の特別地域等で採取した表土である必要がある。

(i) 行為地が特別地域の場合

a 表土の採取

- ・許可申請が必要となる。
- ・許可申請書は、様式第 1 (4)（特別地域内土石の採取許可申請書）を使用し、許可申請先は自然環境保全センター所長になる。
- ・許可基準は、法施行規則第 11 条第 17 項に規定されている。

b 表土の保管

- ・許可申請が必要となる。
- ・許可申請書は、様式第 1 (8)（特別地域内物の集積許可申請書）を使用し、許可申請先は自然環境保全センター所長になる。
- ・許可基準は、法施行規則第 11 条第 21 項に規定されている。

c 採取した表土の吹きつけ

- ・丹沢大山国定公園においては、「植物の種子をまく」行為が、許可を要する行為に指定されている区域がないことから、許可申請は不要となる。

〈参考〉 本県の国定公園（丹沢大山国定公園）には、普通地域はない。

## イ 行為地が県立自然公園の場合

### (7) 行為地が特別地域の場合

#### a 表土の採取

- ・許可申請が必要となるが、審査基準（神奈川県立自然公園特別地域内における各種行為に関する審査基準第3条第4号）により、原則として不許可となる。
- ・ただし、「学術研究その他公益上の必要があると認められるものであって、当該地域以外においてはその目的を達成することができないと認められるもの」であれば、許可となる。
- ・許可申請書は、「特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書（第11号様式）」を使用し、許可申請先は採取面積が1,000立方メートル未満の場合は知事、1,000平方メートル以上の場合は自然環境保全センター所長（いずれも書類の提出先は行為地の市町村）になる。

#### b 表土の保管

- ・「屋外において物を集積する」行為について、集積に許可が必要な物として知事が指定している物がないことから、許可申請は不要となる。

#### c 採取した表土の吹きつけ

- ・「植物の種子をまく」行為が、許可を要する行為に指定されている区域がないことから、許可申請は不要となる。

### (イ) 行為地が普通地域の場合

#### a 表土の採取

- ・原則として、届出が必要となる。
- ・ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要となる。
  - 露天掘り※でない方法で採取する場合
  - 採取面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わない場合

※ 露出した鉱物若しくは土石又は表土を除いて露出させた鉱物若しくは土石を直接掘採し、又は採取することをいう。ただし、このようなものであって掘採又は採取の面積が1㎡を超えないものは露天掘り以外の方法によるものとして取扱う。

- ・届出は、「普通地域内行為届出書（第23号様式）」を使用し、届出先は知事（書類の提出先は行為地の市町村）になる。
- ・なお、届出をすれば、届出をした行為がすべてできるというのではなく、条例第21条第2項に規定されているとおり、風景を保護するために、禁止や制限等をされることもある。

#### b 表土の保管

- ・「屋外において土石を集積する」行為は、届出が必要な行為に規定されていないことから、届出は不要となる。

#### c 採取した表土の吹きつけ

- ・「植物の種子をまく」行為は、届出が必要な行為に規定されていないことから、届出は不要となる。

【参考】森林表土利用工に係る自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の許可手続き等の要否  
簡易早見表

	行為地	表土の採取	採取した表土の保管	採取した表土の吹きつけ	
工作物の新築等と一連の行為の場合	国立公園 (丹沢大山国立公園) 県立自然公園	工作物の新築等の関連行為として扱うことができるため、工作物の新築等の許可申請又は届出は必要となるが、森林表土利用工に係る許可申請又は届出は不要 (丹沢大山国立公園 → 自環保C*1) (県立自然公園 → 行為地の市町村*2) 丹沢大山国立公園の特別地域での工作物の新築の場合は様式第1(1)			
単体の行為の場合	国立公園 (丹沢大山国立公園)	特別保護地区	不許可	許可申請必要 (自環保C*1) 様式第1(8)	許可申請必要 (自環保C*1) 様式第1(11)
		特別地域	許可申請必要 (自環保C*1) 様式第1(4)	許可申請必要 (自環保C*1) 様式第1(8)	許可申請不要
	県立自然公園	特別地域	原則*2、不許可	許可申請不要	許可申請不要
		普通地域	届出必要 (行為地の市町村*3) 露天掘りではない方法、又は一定規模以下の場合*4は不要 第23号様式	届出不要	届出不要

(注) 国立公園(富士箱根伊豆国立公園)における取扱は、国(環境省箱根自然環境事務所)に確認のこと  
環境省箱根自然環境事務所 箱根町元箱根旧札場 164、0460-84-8727

(注) 許可申請又は届出が必要となる場合のカッコ内は、書類の提出先

\*1 自環保C：自然環境保全センター 厚木市七沢 657、046-248-0323

\*2 「学術研究その他公益上の必要があると認められるものであって、当該地域以外においてはその目的を達成することができないと認められるもの」であれば、許可となる  
(許可申請書は第11号様式、許可申請書の提出先は行為地の市町村\*3)

\*3 行為地の市町村

市町村	所管課	電話
相模原市	津久井経済観光課	042-780-1405
	相模湖経済観光課	042-684-3211
	藤野経済観光課	042-687-2119
秦野市	環境産業部 環境保全課	0463-82-5111
厚木市	河川みどり部公園緑地課	046-225-2410
伊勢原市	都市部 公園緑地課	0463-95-7511

市町村	所管課	電話
山北町	農林課	0465-75-3654
真鶴町	産業観光課	0465-68-1131
湯河原町	まちづくり部都市計画課	0465-63-2111
愛川町	環境経済部 環境課	046-285-2111
清川村	まちづくり課	046-288-1211

\*4 一定規模以下の場合とは、「採取面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わない場合」

<参考> 本県の国立公園(丹沢大山国立公園)には、普通地域はない



**記 載 例**  
(国定公園)

特別地域（特別保護地区）内  
工作物の新築許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により丹沢大山国定公園の特別地域（特別保護地区）内における工作物の新築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成25年2月12日

- ※ 国立公園については国（箱根自然環境事務所）に確認してください。
- ※ 黄色の網掛け部分が記載例です
- ※ カッコ書きがある部分は、不要な文字を削除してください。

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

神奈川県立自然環境保全センター所長 殿

	目	的	
	場	所	
	行為地及びその 付近の状況		
	工作物の種類		
施 行 方 法	敷地面積		
	規模		
	構造		工作物の新築等との一連の行為の場合は、「関連行為の概要」欄に森林表土利用工についての記載をす る
	主要材料		
	外部の仕上げ 及び色彩		
	関連行為の概要	施工地の自然生態系に配慮し、施工前の植生を復元するために、森林の表土を採取・保管し、仕上げの際に当該表土を10%含んだ吹付材料を吹き付ける森林表土利用工で施工する。	
施工後の周辺の取扱	関連行為に記載のとおり、森林表土利用工によって、植生の復元を図る。		
予 定 日	着	手	
	完	了	
	備	考	

注：本申請書以外に添付書類が必要になります。



様式第 1 (4)

特別地域（特別保護地区）内  
土石の採取許可申請書

- ※ 国立公園については国（箱根自然環境事務所）に確認してください。
- ※ 黄色の網掛け部分が記載例です
- ※ カッコ書きがある部分は、不要な文字を削除してください。

自然公園法第 20 条（第 21 条）第 3 項の規定により丹沢大山国立公園の特別地域（特別保護地区）内における土石の採取の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成 25 年 2 月 12 日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

神奈川県立自然環境保全センター所長 殿

目	的	秦野市××における林道工事の緑化工にあたり、当該地域の自然生態系に配慮し、外部からの種子等を持ち込まないように、施工地周辺の森林の表土を利用するために、必要最低限の範囲で土石を採取する。	
場	所	秦野市〇〇	
行為地及びその付近の状況		行為地は、△△川の流れる谷間に位置し、林道□□線から東に入った原野である。	
土石の種類		表土（落葉層を除いた表層から 5～10 センチの部分）	
施	採取方法	機械採取（バキューム方式）	
	採取量	6 立方メートル	
行	採取設備	大型バキューム機	
	土地の形状を変更する面積	300 平方メートル	
方	採取後の土地の形状	土地の形状変更は生じないように採取する。	
	関連行為の概要		
法	採取跡地の取扱	原状と大きな変更を生じないように、採取後は整地を行う。	
	着	手	平成 25 年 3 月 2 日（ただし、許可の日以降）
予定日	完	了	平成 25 年 3 月 23 日
備	考	行為地の土地は自己所有。木竹の伐採は伴わない。 また、エアーによる採取のため、林床を荒らさない。	

注：本申請書以外に添付書類が必要になります。

様式第 1 (8)

- ※ 国立公園については国（箱根自然環境事務所）に確認してください。
- ※ 黄色の網掛け部分が記載例です
- ※ カッコ書きがある部分は、不要な文字を削除してください。

特別地域（特別保護地区）内  
物の集積許可申請書

自然公園法第 20 条（第 21 条）第 3 項の規定により丹沢大山国立公園の特別地域（特別保護地区）内における物の集積の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成 25 年 2 月 12 日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

神奈川県立自然環境保全センター所長 殿

目 的	秦野市××における林道工事の緑化工にあたり利用する土石を、過湿状態にならないように土石の採取現場付近の林内で保管する。	
場 所	秦野市〇〇	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	行為地は、△△川の流れる谷間に位置し、林道□□線から東に入った原野である。	
集 積 物 の 種 類	表土	
施 行 方 法	集 積 方 法	土のう袋で集積
	土 石 使 用 面 積 及 び 集 積 す る 高 さ	面積 12 平方メートル、高さ 50 センチ
	関 連 行 為 の 概 要	
	集 積 設 備	設備は伴わない
予 定 日	着 手	平成 25 年 3 月 2 日（ただし、許可の日以降）
	完 了	平成 25 年 3 月 23 日
備 考	行為地の土地は自己所有	

注：本申請書以外に添付書類が必要になります。

様式第 1 (11)

特別地域（特別保護地区）内  
植物の播種許可申請書

- ※ 国立公園については国（箱根自然環境事務所）に確認してください。
- ※ 黄色の網掛け部分が記載例です
- ※ カッコ書きがある部分は、不要な文字を削除してください。

自然公園法第 20 条（第 21 条）第 3 項の規定により丹沢大山国立公園の特別地域（特別保護地区）内における植物の播種の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成 25 年 2 月 12 日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

神奈川県立自然環境保全センター所長 殿

目 的	林道工事の緑化工にあたり、当該地域の自然生態系に配慮し、外部からの種子等を持ち込まないように採取した近隣の秦野市〇〇の種子を含む表土を 10%含んだ吹付材料を吹き付ける。	
場 所	秦野市××	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	行為地は、工事中の林道□□線の法面である。	
播 種 す る 植 物 の 種 類	近隣の秦野市〇〇の林内から採取した表土のため、秦野市〇〇に植生している植物	
施 行 方 法	播 種 面 積	900 平方メートル
	播 種 数 量	秦野市〇〇で採取した 27 立方メートルの表土に含まれる種子
	播 種 方 法	秦野市〇〇で採取した表土を 10%含んだ吹付材料を吹き付ける。
	管 理 方 法	林道□□線の管理とともに行う。
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	平成 25 年 3 月 2 日（ただし、許可の日以降）
	完 了	平成 25 年 3 月 23 日
備 考	行為地の土地は自己所有	

注：本申請書以外に添付書類が必要になります。

普通地域内行為届出書

記載例  
(県立自然公園)

平成 25 年 2 月 12 日

神奈川県知事殿

※ 黄色の網掛け部分が記載例です。

申請者 住 所  
氏 名

神奈川県立陣馬相模湖自然公園の普通地域内において、神奈川県立自然公園条例第 21 条第 1 項第 2 号に掲げる行為をしたいので、同項の規定により、次のとおり届け出ます。

目 的	相模原市××における林道工事の緑化工にあたり、当該地域の生物多様性に配慮し、外部からの種子等を持ち込まないように、施工地周辺の森林の表土を利用するために、必要最低限の範囲で土石を採取する。	
場 所	相模原市〇〇	
行為地及びその付近の状況	行為地は、△△川の流れる谷間に位置し、林道□□線から東に入った原野である。	
土 石 の 種 類	表土（落葉層を除いた表層から 5～10 センチの部分）	
施 行 方 法	採取の方法	機械採取（バキューム方式）
	採取の数量	27 立方メートル
	採取の設備	大型バキューム機
	土地の形状を変更する面積	300 平方メートル
	採取後の土地の形状	土地の形状変更は生じないように採取する。
	関連行為の概要	
採取跡地の取扱い	原状と大きな変更を生じないように、採取後は整地を行う。	
予 定 日	着 手	平成 25 年 3 月 2 日（ただし、許可の日以降）
	完 了	平成 25 年 3 月 23 日
備 考	行為地の土地は自己所有。木竹の伐採は伴わない。 また、エアーによる採取のため、林床を荒らさない。	

## 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

橋梁等の塗料を剥がす作業等、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、厚生労働省から「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」令和４年５月１８日付け基安化発 0518 第１号(以下、「厚生労働省通知」とする。)が関係団体に通知されたことから、以下の対応を行うものとする。

### １．対象工事

塗料の剥離作業が発生する工種を含む工事

### ２．受注者への通知について

発注者は受注者に対し、厚生労働省通知に記載された講ずべき措置を確実に取るように求めることとする。

### ３．措置を講ずるために必要となる費用の積算について

当初設計において、剥離剤(厚生労働省通知に記載された物質を含むもの)を使用した場合、必要な費用を防護衣等については安全費に積み上げるものとする。また、密閉空間による作業が見込まれる等、作業者の労働安全衛生上特に配慮が必要であると認められる場合に限り、エアシャワー等の環境対策資機材を仮設工として直接工事費に積み上げるものとする。

なお、原則設計変更の対象とはしないものの、使用数量に乖離が認められた場合及び塗布面積や塗布回数が増減等の条件変更が行われた場合は、受発注者協議の上、設計変更できるものとする。

## 積算価格と実勢価格との間に乖離が生じた場合における設計単価等の取扱いについて

### 1. 対象工事

- (1) 発注者の積算価格と実勢価格との間に乖離が生じたことにより、入札不調や不落が発生し、再度公告する治山（森林整備を除く）及び林道工事（以下「工事」という。）。また、過去に上記理由により入札不調や不落となった工事の近隣地域における類似工事においては、当初の発注時点において見積りの活用による積算ができるものとする。
- (2) 見積りの活用による積算の試行を行う工事は、入札説明書等において歩掛、単価等を公表するものとする。

### 2. 対象項目

- (1) 直接工事費のうち、発注者の積算価格と実勢価格が乖離している工種。  
なお、当該工種の施工に必要な仮設費についても対象とすることができるものとする。
- (2) 共通仮設費及び現場管理費のうち、現場条件等により積上げ計算する額と実勢価格が乖離している項目。

### 3. 見積りの徴収方法

環境農政局土木工事事務取扱要領第5条によるほか、以下のとおりとする。

- (1) 原則として、競争参加有資格者名簿に記載されており、発注する工種を含んだ工事又は類似工事の施工実績を有する者に見積りの作成を依頼し、3者以上から徴収する。
- (2) 見積りの徴収に当たっては、入札及び契約の手続きにおける透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

### 4. 見積りに使用する単価等

- (1) 労務職種区分ごとの労務費については、公共工事設計労務単価とする。
- (2) 材料単価及び機械賃料については、発注者が定める設定単価とするが、必要に応じて変更することができる。
- (3) 歩掛の構成は、標準歩掛又は過去に適用した見積り歩掛と同じ構成とするが、必要に応じて変更、追加等ができるものとする。

### 5. 徴収した見積りの決定方法

環境農政局土木工事事務取扱要領第5条によるほか、以下のとおりとする。

- (1) 材料単価、歩掛の構成、歩掛の数量等に変更があった場合は、見積り提出者のヒアリング、資料提供等により変更理由を確認の上、妥当と判断されるものを採用歩掛とする。
- (2) 発注者は、見積りにより決定した歩掛等の妥当性を検証するため、受注者には工事の施工時における実績を提出してもらい、実績の把握に努めること。

### 6. 設計変更時の取扱い

- (1) 見積りを活用して積算した工事の設計変更時における単価及び価格は、原則として当初設計における単価及び価格とするが、当初設計時の施工条件等に変更があった場合は、受注者から見積り等の根拠資料を提出させ、妥当と判断されれば変更出来るものとする。
- (2) 新たに追加した工種が積算価格と実勢価格に乖離がある場合は、受注者から見積り等の根拠資料を提出させ、妥当と判断される場合は、歩掛及び単価を変更することができる。※1

※1 妥当と判断される場合とは、受注者以外から見積りを行い、見積り結果が積算価格と乖離(30%以上の価格差)が確認された場合をさす。なお、変更する歩掛及び単価は見積りにより決定したものとする。

コンクリートによる構造物の標準強度等について

(1) 構造物の種類によるコンクリート強度の標準強度

1) 生コンクリート

鉄筋コンクリート構造物については、鋼材間隙を考慮の上、標準歩掛 第1編共通工、第2編治山によるものとするほか、無筋コンクリート構造物については次に定める。

構 造 物 の 種 類		呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)
無筋 コンクリート	重力式治山ダム工及び土留工、護岸工、水路工、間詰及び袖かくし、重力式擁壁、重力式橋台及び橋脚、側溝、集水桝。	18	40 又は 25	8
	コンクリートブロック（石積（張）工の基礎、胴込及び裏込コンクリート、法枠及び中埋コンクリート（井筒、函等の中詰めを含む）	18	20、25 又は 40	8

- 備考 1. 水セメント比等から上表に表示された以外のコンクリート及び特殊なコンクリートを必要とする場合は別に定めるものとする。
2. 構造物の配合が耐久性、水密性等の条件から決まる場合には別途定めることができる。
3. コンクリートポンプ車による圧送コンクリートのスランプは8~12 cmの範囲とすることができる。
4. 均しコンクリートは無筋コンクリートと同一とする。
5. 粗骨材の最大寸法は、部材最小寸法の1/4を超えないこと。かつ、被りの3/4を超えないこと。

(2) コンクリートの水セメント比について

土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるために、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とすること。

但し、水セメント比を60%以下または55%以下とする構造物は、下記を除く重要構造物とします。

1. 仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの）
2. 最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物
3. 管（函）渠等（φ600mm未満、600×600mm未満）の構造物
4. 道路照明、標識、防護柵等の構造物
5. 耐久性を期待しない構造物

※ コンクリート構造物の標準設計強度、スランプ、セメントの適用区分表 参照

(3) 適用範囲

1. コンクリートにおける基本原則は、別に定めのあるものの他は、土木学会発行「コンクリート標準示方書」によるものとする。
2. 生コンクリートは生コン工場（JIS 指定以外の工場を含む）で生産されたコンクリートをトラックミキサー、ケーブルクレーン等で打設地点まで運搬し、打設完了するまでの時間（以下「所要時間」という）が1.5時間を超えない地域に適用する。
3. 所要時間は2t車（アジテーター容量0.7 m<sup>3</sup>）以上のトラックミキサー、リフト高等現地の状況を考慮して決定する。
4. 治山ダム等平均厚さ1m程度以上のマッシブなコンクリート構造物には、打継面清掃費を計上する。ただし、袖なし帯工には、適用しない。
5. 袖なし帯工の型枠は、無筋構造物を使用する。
6. 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式3章①コンクリート工4-1(1)の注9の山腹工のコンクリート打設歩掛の割増しの基準となる体積は、一現場当りの体積とする。
7. 均し基礎コンクリートは、型枠（森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式3章②型枠工-均しコンクリート）によるものとするが、養生は計上しない。



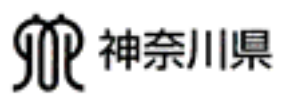
表-1\_コンクリート建造物の標準設計強度、スランプ、セメントの適用区分表

構造物の種類		適用区分		設計強度 (N/mm <sup>2</sup> )	設計基準 強度又は 呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	セメント 使用量 (kg/m <sup>3</sup> )	W/C指定 適用除外
		普通セメント	高炉セメント					
無筋 コンクリート	殆ど強度を必要とせず気象作用のないもの		③	—	18	8~12	—	○
	無筋 コンクリート	コンクリートブロック壁(積)石積(積)の基礎及び基礎コンクリート	③	18	18	8~12		○
		道路付属物基礎、気道、管渠、集水筒、街燈	③					○ ※1.2
		重力式擁壁・重力式橋台	③					○
		曲井及び中継コンクリート	③					○
河川工事の護岸基礎、管コンクリート、帯コンクリート、側溝管渠、集水筒、法輪	③		○ ※1.2					
清浄槽蓋ブロック	③		○					
鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	トンネルライオンダ(覆工コンクリート)ポン工の場合	③	7~9, 鋼筋の呼び (20~102呼び)	18	270		
		単重力式橋台	③	21	21	12		
		積壁、洞門、法輪、歩道橋基礎	③	24	24	12		
		コンクリート製配材、樹皮木製の配材	③	21	21	12		
	物に強度を必要とするもの	擁壁、面壁	③	24	24	12		○※1.2
		水門、橋脚、護岸水障	③	21	21	12		
		橋門、橋管、U型水筒	③	24	24	12		
		P-C積管	○	35	35	12		
		橋脚、橋台	③	24	24	12		
		共同溝	③	24	24	12		
		地下道	③	21	21	12		
		ラーメン橋、スラブ橋中継コンクリート	○	24	24	12		
		スラブ橋(ホロースラブ橋を含む)	○	24	24	12		
		非合成床版	○	24	24	12		
ケーソン基礎	躯体コンクリート	早強	24	24	12			
	シャフト中継コンクリート	③	24	24	8~12		○	
	完成中継コンクリート	③	18	18	15~20		○	
P-C桁主桁	ポストテンションプレキャスト桁、橋桁打桁(張り出し架設)	早強	40	40	12			
	橋桁打桁(張り出し架設以外)		36	36	12			
合成桁床版	○		30	30	12			
橋脚等	上層	○		21	21	18		
コンクリート舗装		③	曲げ4.5	曲げ4.5	2.5			
水中コンクリート		③			15			

- ※ 1 φ600未満, 600mm×600mm未満  
 ※ 2 H=1m未満  
 ※ 3 橋梁下部工及び側溝類, カルバート類及び擁壁類については上表を参考とし, 「土木構造物設計マニュアル(案) - 土工構造物・橋梁編 -」(平成11年11月1日付け建設技管第193号の2)の策定についてを参照のうえ, 決定すること。  
 ※ 4 上表を標準とし, 要綱, 要領, 構造計算等による指定がある場合は, 別途考慮する。

構造物の種類		適用区分		設計強度 (N/mm <sup>2</sup> )	設計基準 強度又は 呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	セメント 使用量 (kg/m <sup>3</sup> )	W/C指定 適用除外
		普通セメント	高炉セメント					
橋桁打桁コンクリート			③	(N/mm <sup>2</sup> ) 24	(N/mm <sup>2</sup> ) 30	15	(kg/m <sup>3</sup> ) 350	
基礎杭			③	24	24	12		
地盤面壁			③	(N/mm <sup>2</sup> ) 12	(N/mm <sup>2</sup> ) 12	12		

- (注)1 設計基準強度及び呼び強度については「建設省技調発第45号 平成7年3月10日, JISの国際単位系(SI)への移行に伴う対応について」による。  
 2 防護柵の設置基準同解説(H28.12), 車両用防護柵標準仕様・同解説(H16.3)による。  
 3 上表を標準とし, 要綱, 要領, 構造計算等による指定がある場合は, 別途考慮する。



環境農政局緑政部森林再生課基盤整備グループ(内線 4347・4348)  
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111 (代表)

